

平成24年度 全国劇場、音楽堂等 技術職員研修会2013

テーマ「舞台技術総合研修」

～会館勤務とクリエイティビティとの関わり・創作作品への技術提供に
あなたの知力のクオリティとスキルアップを～



平成24年度
全国劇場、音楽堂等
技術職員研修会2013

目次

日程・内容	3
プログラム1	6
舞台作業の安全対策について	
プログラム2	20
舞台作業の共通・共有性	
プログラム3	25
音響・照明の新鋭機器の説明と操作・実演	
プログラム4	26
実習「阿波踊り」	
プログラム5	41
「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」と舞台技術	
会場風景	67
実施要項	68

日程・内容

平成24年度「全国劇場、音楽堂等技術職員研修会2013」 日程・内容

テーマ: 「舞台技術総合研修」

～会館勤務とクリエイティビティとの関わり・創作作品への技術提供にあなたの知力のクオリティとスキルアップを～

期 日: 平成25年3月6日(水)～8日(金)

会 場: 徳島県郷土文化会館(あわぎんホール)

〒770-0835 徳島県徳島市藍場町2-14 TEL:088-622-8121 FAX:088-622-8123

日 程 と 内 容

月 日	時 間	内 容	会 場
3月6日 (水)	12:00	受 付	
	12:50	開講式	
	13:00	技術委員長: 真木和茂	大会議室
		プログラム1 「舞台作業の安全対策について」 (ガイドラインの解説を中心に) 講師: 伊藤久幸	
	14:00～14:10	休憩	
	14:10	プログラム2 舞台作業の共通・共有性 講師: 服部基・渡邊邦男・北条孝	大会議室
	15:40～16:00	休憩	
	16:00	プログラム3 音響・照明の新鋭機器の説明と操作・実演 10分×8社	大ホール ホワイエ
	17:30		
	18:00	情報交換会	ホテルグランド パレス徳島
20:00	終了予定		
3月7日 (木)	9:30	受 付	
	10:00	プログラム4 実習 「阿波踊り」 出演者: 娯茶平 舞台監督: 山口武治 照明: 服部基 他 音響: 渡邊邦男・久川俊秀 他	大ホール
	11:30～12:30	休憩	
	17:40	実習成果・講評	
	18:00	撤収作業	
3月8日 (金)	9:30	受 付	
	10:00	プログラム5 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」と舞台技術 講師: 草加叔也 松本辰明	小ホール
	11:30	閉講式	
		技術委員長: 真木和茂	
	12:00	解 散	

プログラム内容



舞台作業の安全対策について



講師
伊藤 久幸

1978年、(株)歌舞伎座内長谷川大道具に入社する。退社以降はフリーの舞台監督として活動する。おもな作品として、セゾン劇場のピーターブルック演出「カルメンの悲劇」「マハバーラタ」「桜の園」「テンベスト」の舞台監督、仲代達矢主宰の無名塾公演「令嬢ジュリー」「リチャード三世」「ハロルドとモード」の舞台監督、幕張メッセの「オープニングセレモニー」の進行チーフ、宮崎シーガイアの「オープニングセレモニー」の進行チーフなどを担当。1994年、(財)新国立劇場運営財団に入社以降は新国立劇場の技術部として活動する。2007年より同劇場の技術部長となり、現在に至る。

概要

「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」<2012年版>

- ①劇場等演出空間における安全衛生管理体制について
 - ・安全な作業を行うための安全管理体制について
- ②劇場等演出空間における職能の役割と責任について
 - ・上記安全管理体制を現場に即した名称で置き換えたもの
 - ・その役割の人は何をするのか
- ③公演制作過程における安全作業のポイントについて
 - ・公演制作過程を七つのブロックに分けて、それぞれのポイント
- ④危機管理体制について
 - ・危機発生時の緊急措置について

1. 目的および適用範囲

(1) 目的

劇場・音楽堂および屋内外の仮設舞台などの劇場等演出空間^(注1)(以下、劇場等演出空間という)での公演制作においては、豊かな創造性あふれる自由な表現活動が求められる。しかし、その実現のためには安全な公演制作環境の整備、事故の防止、危機管理など安全衛生対策の充実が必須である。そのため、このガイドラインは、公演制作における安全衛生管理体制、作業と管理に関する運用基準を定め、公演制作の円滑な

運用と安全確保を図り、もって実演芸術の発展に寄与することを目的としている。

(2) 適用範囲

このガイドラインが対象とする範囲は、演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術の劇場等演出空間での公演制作(搬入、仕込み、稽古、公演、撤去、搬出を含む)に関わる活動とする。ただし、仮設舞台の構築に関する作業は除く。

2. 劇場等演出空間における安全衛生管理体制

劇場等演出空間での公演制作における安全確保と円滑な作業遂行のため、公演制作に関わるすべての事業者は労働安全衛生関係法令の遵守に加えて、次の労働災害防止対策を講じることが必要である。豊かな創造性あふれる自由な表現活動を進めるには、参加する事業者全員が各部門の役割を十分認識した上で、分担し、連携し、それぞれの責任と義務を果たしていくことが重要である。

(1) 安全衛生管理体制の整備

1) 安全衛生管理体制の整備

劇場等演出空間での公演制作は、実演芸術分野、公演規模など公演制作ごとに多様であるが、複数の事業者^(注2)が混在した状態で作業が行われることが通常である。公演に関わる制作事業者、その他の舞台、照明、音響などを分担する事業者等すべての事業者は労働安全衛生関係法令の定めるところに加え、このガイドラインに基づき次の安全衛生管理者等を選任し、安全衛生

管理体制を整備すること。制作事業者^(注3)は、整備した安全衛生管理体制を文書にてすべての事業者に周知すること。

①統括安全衛生責任者の選任

制作事業者は、公演制作現場における制作作業を統括管理する者（プロデューサー等）を「統括安全衛生責任者」として選任し、安全衛生管理者を指揮させるとともに、安全衛生に務め、次の事項を統括管理させること。（図1参照）

- a：制作作業における危険および健康障害防止措置の実施
- b：部門間の連絡および調整と、安全衛生管理に配慮した適切なスケジュール作成
- c：公演制作現場の巡視
- d：事業者が行う安全衛生教育の指導および援助
- e：危機管理対策の策定
- f：その他労働災害防止に必要な事項

②安全衛生管理者の選任

制作事業者は、制作作業を指揮監督する者（プロダクション・マネージャー、ディレクター、技術監督、舞台監督等）を「安全衛生管理者」として選任し、劇場等演出空間の施設管理者（仮設の場合は仮設舞台安全衛生管理者。以下同じ）の協力を得て、統括安全衛生責任者の指揮のもと前項に示された事項の実施についての管理を行わせること。

③安全衛生責任者の選任

実演、舞台、照明、音響、映像、電気、劇場技術管理など各部門の事業者は、各部門ごとに現場作業の責任者を「安全衛生責任者」として選任し、次の事項を行わせること。

- a：制作作業における当該部門に係る危険防止措置の実施
- b：安全衛生連絡協議会等への参加
- c：安全衛生連絡協議会等における連絡調整事項の周知徹底
- d：その他当該部門における労働災害防止に必要な事項

また、施設管理者は、安全衛生管理者となり、施設内に安全衛生責任者、防火管理者を選任し制作事業者と連携して上記の各事項が行われるように管理監督指導すること。

2) 安全衛生連絡協議会の設置等

制作事業者と施設管理者は、統括安全衛生責任者、安全衛生管理者、各部門の安全衛生責任者、および必要に応じ施設管理者、劇場技術管理部門の安全衛生責任者から成る安全衛生連絡協議会を公演制作の計画段階、制作着手前、制作の作業の各段階その他必要な時期に開催し、次の事項を連絡協議させること。ここで安全衛生連絡協議会とは、スタッフ会議や施設側との全体連絡会議などに相当する。

・全ジャンルの責任者が集まり、スケジュールの確認、作業の手順および危険個所の共通認識を行う

①企画段階において本協議会で協議する事項

- a：制作計画の概要とスケジュール
- b：各事業者の業務の概要
- c：混在作業の概要
- d：危険予知とその対策
- e：劇場等演出空間の概要と安全上配慮すべき事項
- f：その他労働災害防止に必要な事項

②その他の段階において協議会で協議する事項

- a：安全衛生管理に関する事項
- b：危険防止、および災害防止に係る事項
- c：その他必要な事項

③必要に応じ、本協議会に施設管理者または劇場技術管理部門の安全衛生責任者の出席を求め、制作作業を行う上での留意事項、使用する設備等情報、危険防止、および災害防止対策を協議すること。

- a：舞台機構、設備、備品等の仕様の他、重要事項
- b：危険防止、および災害防止に係る事項
- c：その他必要な事項

④上記の協議の記録を作成し、保存すること。

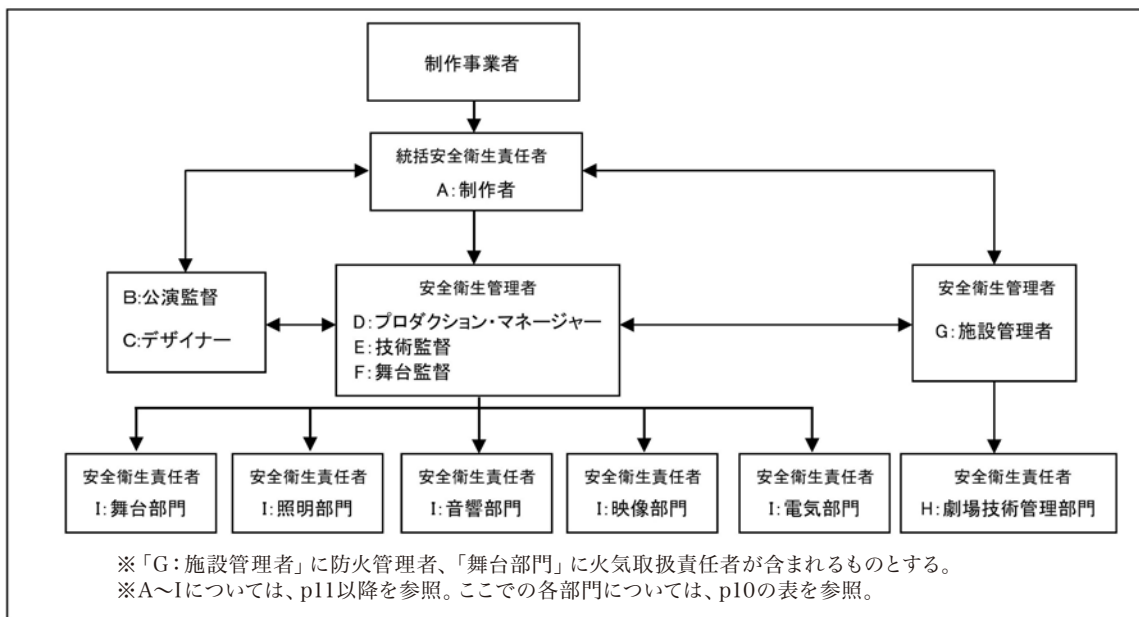
(注1)「劇場等演出空間電気設備指針」、「演出空間仮設電気設備指針」でいう「劇場等演出空間」はこのガイドラインの「施設」に相当する。また仮設を含めた公演に係るすべての空間と定義する「演出空間」は、このガイドラインの「劇場等演出空間」に相当する。（詳細では若干の相違がある）

(注2)ここでは主催者、制作事業者、舞台、照明、音響、映像、劇場などの企画から制作作業を行うもの全てを含めている。労働安全衛生法第2条では、「事業を行う者で、労働者を使用する者をいう」と定義されている。事業者は、その事業における経営主体であるため、個人企業であれば事業主個人であり、会社その他の法人の場合は法人そのものである。

(注3)公演の企画から制作まで自らその一部または全部を行う事業者（複数存在する場合は企画を行っている事業者）、制作作業を自ら行わず複数の事業者に委託している事業者、または公演制作の仕事の全てを主催者から直接請け負っている事業者を制作事業者という。



図1：公演制作における安全管理体制の基本（注4）



（注4）ここでは安全衛生管理体制の整備の基本形を図示したが、演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術の分野、大劇場から小劇場といった施設の規模、公演制作の方法によって様々なバリエーションが存在する。安全衛生管理の体制を構築するための各部門の分担を明示するものであり、事故が起きた場合の補償責任体系を示したものではない。

3) 安全衛生教育の実施

事業者は、事業場における安全衛生水準の向上をはかるため、当該労働者に次にあげる時点において業務に関する適切な安全衛生教育を行うこと。また、職長または労働者の作業を直接指導・監督する者には随時、適切な安全衛生教育を行うこと。

- A：労働者を雇い入れたとき
- B：労働者の作業内容を変更したとき
- C：危険を伴う作業および行為につかせるとき

4) 安全衛生活動の実施

①作業開始前打ち合わせの実施

事業者は、毎日の作業開始前に自己の作業現場において従事する作業者と作業内容、作業中に予測される危険とその対策について打ち合わせを行うこと。また、必要に応じて統括安全衛生責任者、安全衛生管理者、各部門の安全衛生責任者、その他必要な者の間で当日の作業の安全に関する打ち合わせ、調整を行うこと。

②設備等の点検

事業者は、自己の制作作業で使用する設備、機材について始業点検を行い、異常等がある場合は、補修、改善等の措置を講じること。なお、使用する設備、機材が施設所有である場合は、施設管理者に対し補修改善を要請し、それが終了するまでは使用しないこと。

③取扱要領の作成

事業者は、制作作業で使用する設備、機材のうち危険が生じる恐れのあるもの、並びに作業で取り扱う危険物および有害物については、危険防止のための取扱要領書を作成し関係者に周知すること。

④整理整頓の励行

事業者は、自己の作業現場の整理、整頓、清掃および清潔（4S活動）を励行すること。

⑤その他の安全衛生活動の実施

- a：事業者は自動車運転に従事する者に法の遵守の指導を行なうと共に運転者の疲労に配慮する等、交通労働災害の防止措置を講じること。
- b：事業者は、フォークリフト、クレーン等の運転等政令で定める業務については資格を有しない者を就業させないこと。

5) 危機管理体制の整備

制作事業者および施設管理者は、公演制作の現場における自然災害、事故、騒動等による危機を想定し、以下によりその対応策を立案し、緊急時の公演停止、中止、その他の回避の対策、事態収束後の復旧対策等を指揮管理する体制を整備しなければならない。

- ①緊急連絡網の整備（所轄の警察署、消防署、保健所等を含むこと）
- ②自然災害、事故発生時の緊急措置
- ③危機管理マニュアル^(注5)の作成
- ④マスコミへの対応

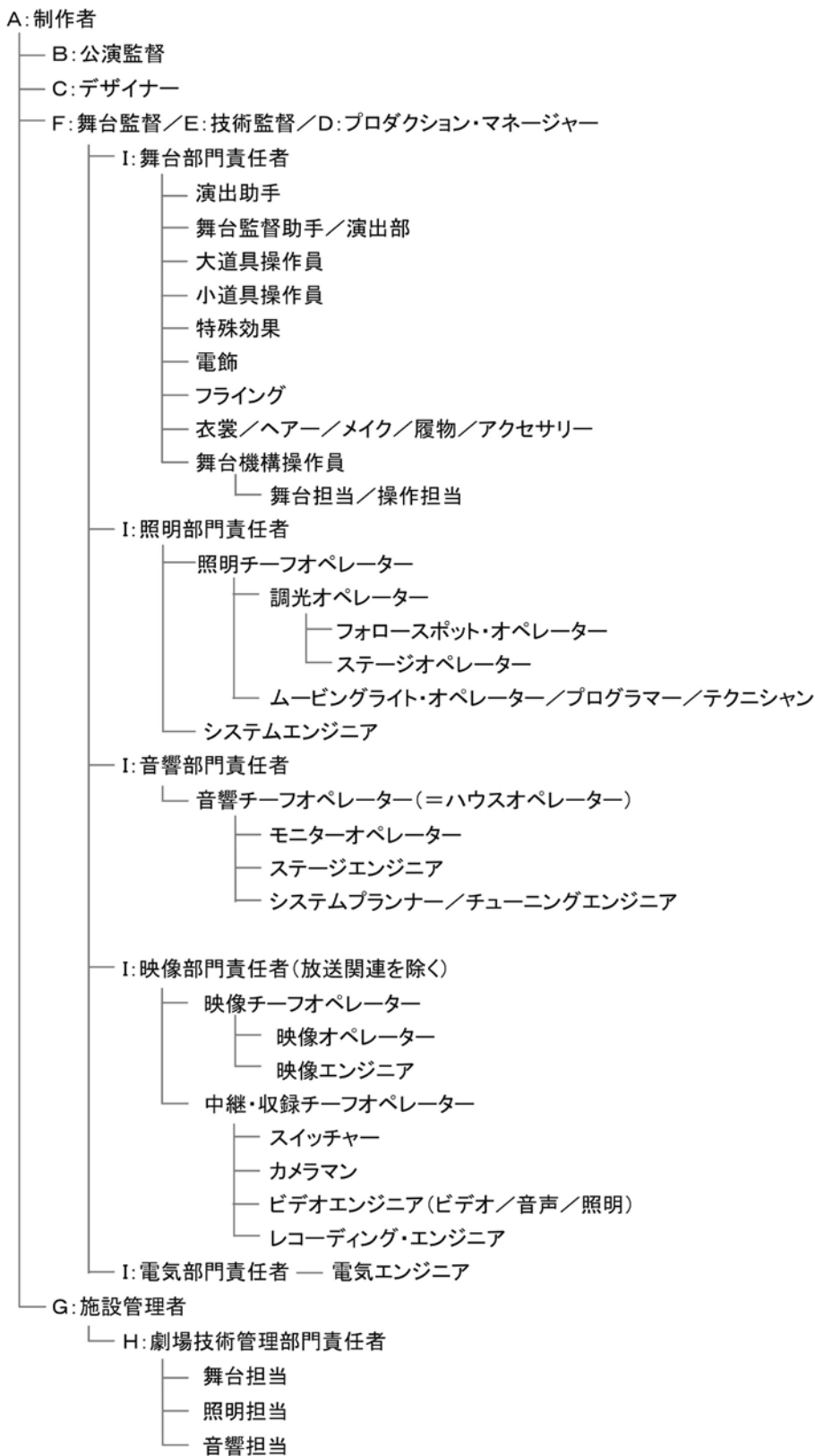
(2) 劇場等演出空間における職能の役割と責任

公演制作における安全体制づくりで、一番問題となるのは、限られた資源と時間の中で公演制作が行われるために、その役割と責任が必ずしも明確にされないままに始められることが多ことである。しかし、公演の成功と安全衛生の実現のためには、早い段階で公演制作過程における関係者の役割と責任を明確にすることが必要不可欠である。同時に、それらの役割にはそれに見合う権限が付与されるべきであり、公演制作現場に関与するすべての関係者がそのことを理解、協力し合って責任を持って実行できる体制を築くことである。

公演制作の実施体制や安全衛生管理体制は、その分野や公演規模によりさまざまであるが、ここでは共通の理解のために以下の通り整理した。

(注5) 施設における緊急事態は、①自然災害、②火災や設備損壊等の事故、③テロや異臭騒ぎなど騒動が想定される。緊急事態が発生した場合、観客席、舞台上、バックステージにいる観客、出演者、公演関係者が安全に避難等対応できるように、施設ごとにマニュアルを作成すること。

図2：公演制作における職能と組織 (注6)



(注6) Iの各部門、Hに安全衛生責任者をおくこと。

ただし、公演規模によって、複数の役割を一人の人間が兼ねる場合もあるし、反対に、一つの役割を分担する場合もある。大切なことは、上記のような役割を持った業務があり、それに伴って安全衛生を管理する人がいること、従って、その責任も常に明確にされていることである。以下に一般的な役割と業務内容および責任の概要を示す。

A：制作者（プロデューサー、企画制作者、芸術監督等）

制作者は、公演の企画を立案しコンセプトを決定する者である。従って公演制作における統括的な責任を持つ。制作者は制作事業者の指名により、統括安全衛生責任者としての任を負い、公演全体の安全衛生管理体制を整備し、労働災害防止措置を実施する必要がある。

演出家、あるいは振付家、音楽監督、その他、下記に列記する役割を負うにふさわしい人を選定し、彼らとともに公演制作過程における安全衛生に努める。具体的には、次の事項を統括管理する。

1. 制作作業における危険および健康障害防止措置の実施
2. 部門間の連絡および調整と、安全衛生管理に配慮した適切なスケジュール作成
3. 事業者が行う安全衛生教育の指導および援助
4. 危機管理対策の策定
5. その他労働災害防止に必要な事項

B：公演監督（演出家、振付家、ディレクター等）

公演監督の役割は、公演の芸術面での責任を担う。同時に、統括安全衛生責任者および安全衛生管理者と協力して、稽古と公演に関する安全衛生の確保に努めなければならない。また、安全衛生管理を委託された責任者は、自らの権限により、安全衛生管理に十分配慮されるよう、芸術面での何らかの変更について協議しなければならない。

特に、高所での演技、飛び降り、フライング、暗所での演技、戦闘や群舞など多数による演技や用具を使用する演技、爆発物等の危険物を取扱う場面など危険を伴う演技の演出を行う場合は、十分なリハ

ーサル、専門家の指導、有資格者の配置など必要な安全対策を講じるなど、労働災害防止措置を実施すること。

C：デザイナー（舞台美術家、照明デザイナー、音響デザイナー、映像デザイナー、衣裳デザイナー、特殊効果等）

公演制作の安全衛生におけるデザイナーの役割は、演出家およびプロデューサーの意図に沿ったデザインを作成し、そのデザインをもとに各部門における効果を高める責任がある。統括安全衛生責任者および安全衛生管理者と協力して、各部門（美術、照明、音響、映像、衣裳、特殊効果、他）に関する安全の確保に努めなければならない。このような場合も含め、デザインに関与する人々は、下記のことには留意しなければならない。

1. できるだけ早い段階で、そのデザインを明らかにする
2. デザインの安全性をプロダクション・マネージャーとともに確認する
3. そのデザインの安全確保が確認されない場合、プロダクション・マネージャーにより、デザイン変更も含めて安全衛生の確保について協議する

D：プロダクション・マネージャー^(注7)（プロダクション・マネージャー、芸術監督、舞台監督等）

プロダクション・マネージャーの主な役割は以下の通りである。また、制作事業者の指名により、安全衛生管理者としての任を負う。

1. 公演企画段階で、公演監督や各デザイナーと公演の安全衛生計画をたてる
2. 公演制作過程で生じるリスクを回避、または最小限にする
3. 適性および能力のある技術、制作スタッフを選定する
4. 他の部門に適切な情報を与え、彼らの安全衛生管理責任を果たせるようにする
5. 安全衛生管理に配慮した適切な制作スケジュールをたて、それを実行する

(注7) わが国では往々にしてプロダクション・マネージャーを明記しないが、それは、他の役割にある人々—主に演出家や舞台監督や演出助手などが代行しているのであって、プロダクション・マネージャーの役割自体がない訳ではない。

E：技術監督（技術監督、舞台監督等）

技術監督の役割は、公演制作側の技術面における責任を担う。制作事業者の指名により、安全衛生管理者としての任を負う。安全衛生管理については、プロダクション・マネージャーと協力して、主に公演施設で起こる技術的なリスクの回避と最小化にある。デザインが明らかになった時点で、出演者を含む関係者と施設側に対するリスクアセスメントを行う。特に安全衛生管理が確保できないデザインやスケジュール等が明らかになった場合、その根拠と問題点を具体的に示し、自らの責任のもとにそれらの変更を要求する権限を持つ。

F：舞台監督（舞台監督、演出助手、CUE出し等）

舞台監督の役割は、公演制作過程に出演者が参加した時から始まる。稽古開始から公演終了までの間、出演者と関係する人々の安全衛生管理にあたる。稽古場はもとより、全体スケジュールを含めた施設におけるリハーサルの手順について演出助手とともにすべての関係者と協議し、危険のないように組み立てる。制作事業者の指名により、安全衛生管理者としての任を負う。

なお、広義の意味での舞台監督は、前述したプロダクション・マネージャー、技術監督を兼ねた役割を担っているが、ここでは、それらの役割を取り除いた部分での役割をいう。公演制作の規模により、舞台監督の役割は変わるが、その役割自体がなくなるわけではない。

G：施設管理者

施設管理者の役割は、作品が公演される施設において、関係者全員の安全衛生を確保することである。関係者とは、出演者、スタッフに加え観客も含まれる。

1. 施設管理者は、施設安全衛生管理者および安全衛生責任者を選任し、制作者に周知する
2. 施設内の機構、照明、音響などの設備が安全に使用できるように整え、適切な保守点検を実施する
3. 施設、備品の重要事項について、劇場技術管理者とともに制作者に事前に説明する
4. 事前に制作者、舞台監督および技術監督等と

リスクアセスメントを行う

5. ヘルメット、安全帯等の安全装備、飲料水、医薬品、AEDなどの緊急救命装置等を装備する
6. 地震、火災や自然災害における避難計画や連絡体型などを作成し、周知・訓練を行う

H：劇場技術管理部門責任者

劇場技術管理者の役割は、その施設における機構、照明、音響の設備に精通し、公演制作現場においては、安全な作業を的確に遂行または助言を行うことである。いわば、劇場側の技術監督でもあるので、公演制作側の技術監督等との連絡、協議は欠かせない。

1. 施設の危険箇所を把握し、公演制作現場に周知する
2. 必要に応じてヘルメット、安全帯等の安全装備を着用させる
3. 施設における舞台設備を理解し、的確に運用する
4. 事前にプロダクション・マネージャー、舞台監督、技術監督などとリスクアセスメントをおこなう
5. 地震、火災時の対策や裸火の使用、危険物品の持ち込み等への対応、消防関係の禁止行為解除申請が円滑に行なわれるように、制作者とともに所轄の消防署等との打ち合わせを行なう

I：公演舞台技術者（舞台部門、照明部門、音響部門、映像部門、電気部門）

<舞台部門>

舞台、照明、音響という大きな括りで表現すると、「舞台」という部門には舞台監督、技術監督、演出部、大道具、小道具、衣裳、かつら、メーキャップ、特殊効果、劇場技術管理の機構操作部門など、公演形態の違いにより広範囲になる。舞台監督は、舞台部門を統括するとともに、照明、音響、映像などの部門を含め全体を統括する。ここでは演出助手、演出部、大道具操作、機構操作に関わるスタッフについてのみ記述する。

○演出助手

稽古場での稽古のスケジュールを管理・運営を行うセクションである。出演者の様々な条件を考慮し、

公演に向けてのスケジュールを組んでいく。その場合、出演者の健康管理はもとより、公演時に予想される様々なアクシデントに対する対策を組んでいくことも要求される。

○舞台監督助手／演出部

公演の進行について舞台監督の補助を行うセクションである。公演形態により非常に幅の広い解釈が出来る職種であるため、ここでは現代演劇、オペラ、バレエなどを適範囲として記述する。舞台監督の下で稽古場から公演において進行補助作業を行うセクションである。公演形態により稽古場用大道具の製作や小道具の調達、調整なども行う。公演中においては舞台監督の下で公演進行補助作業が主な作業となる。公演形態により大道具の転換、衣裳、小道具のスタンバイおよびメンテナンス、音響補助作業や、照明補助作業を行う場合もある。

○大道具^(注8) 操作員

大道具の仕込み、バラシおよび公演中の大道具転換を行うセクションである。仕込み、バラシに関しては搬入作業や、吊り込み、立て込みの作業を行う。大道具転換に関しては、公演内容により衣裳付きで舞台転換をする場合もある。高所及び暗所での作業も頻繁にある。公演の種類によっては服装や仕込み用の道具、転換作業も幅広く変化する。

公演の規模及び各施設の大きさ、スペックにより違いはあるが大きくは次のパートに分けられる。

・上手チーム、下手チーム

上手、下手にチーム分けをして、仕込み、公演中の転換作業を行う。各チームの代表としてチーフを置く。チーフは仕込み、転換などの打ち合わせに出席し、各チームに情報を伝達し、作業においてはチームの指示を行う。

・綱元チーム

基本的には上記の上手・下手チームと同じ。ただし、公演規模によりチーフのみが存在し、上手または下手のチームが補助作業を行う場合もある。

・その他のチーム

仕込み時において、吊物チーム、台組チームなど大道具のパートごとにチームを作り作業を行うケースもある。その場合も、各チームにチーフを置き、打ち合わせに出席し、情報の伝達と作業の指示を行う。また、搬入時において搬入される全ての物の仮置き場を指示する「サバキ」や、搬出時に積み込みを指示するスタッフも選任する。最近では、鉄骨を使用した大道具や、持ち込みの動力を使用した盆や迫りなどの大道具もあるので、この作業に特化したチームを編成する場合もある。

・演出部の大道具担当者

演出部に属する。大道具操作員がいる場合、いない場合などケースは様々。大規模な公演の仕込みなど、大道具操作員と違い作業を直接行わないケースや、搬入のサバキから搬出時にトラックでの積み込み作業を行うケースなど様々である。大道具操作員が行わないような公演中の細かなCUEなどを行うケースもある。

○舞台機構操作員

・操作担当者

舞台機構を的確に運転を行うセクションである。演出意図や作業意図に従って機構を操作するためには、その機構のスペックおよび特性をよく理解していることが大事である。

・舞台担当者

機構運転中および運転終了後に危険な状態が起こりうる場合の安全確保を行うセクションである。操作担当者に複数の指示が同時に行われるケースや、乗り込みスタッフによる表現の違う指示などがよくある。この場合、舞台担当者が優先順位を考え、安全を確保して操作担当者に指示をすることは非常に大切な作業である。

<照明部門>

演出家およびプロデューサーの意図に沿った照明デザインを作成し、視覚的に補助するセクションである。

(注8) 舞台上に飾られる物には木製のパネルや鉄骨、発泡スチロールなどの素材を使用した舞台装置や、幕などで構成される舞台装置がある。また、衣裳、小道具などもある。これらを総称して舞台美術という。このガイドラインでは上記の舞台装置を大道具という。

職種としてデザイナーとオペレーターに分類される。照明部門の安全衛生責任者を選任して、公演にのぞむこと。照明部門におけるオペレーターは、デザイナーの意図を具体化するセクションである。仕込みの技術、知識、照明機器の特徴、安全に使用するための知識が必要である。照明オペレーターを作業内容からチーフオペレーター、調光オペレーター、フォロースポット・オペレーター、ステージオペレーター、ムービングライト・オペレーターに分類する。仕込み時、フォーカス時、撤収、入搬出等の基本的な照明担当作業には全員が参加して全体作業を行なうのが通例である。

○照明チーフオペレーター

照明デザインを基に仕込み図面を作成し、調光回路などホール設備の確認、機材リストの作成、作業手順の確認、作業の安全、仕込みに掛かる時間、必要人員等の計算、仕込み作業、および指示を行うセクションである。

○調光オペレーター

照明プランに従い照明操作卓の操作を行うセクションである。照明CUEの進行と緊急時の冷静な判断が求められる。プロダクションによってはチーフオペレーターが兼任することもある。操作卓のプログラミングは別のスタッフが担当する場合もある。

・フォロースポット・オペレーター

出演者をスポットライトでピックアップしてフォローする。通常は客席後方かフォロールームから行うが、フロントサイド、ポータルタワー、ポータルブリッジもしくは照明ブリッジから行う場合もある。ガラス窓などで隔てられたフォロールーム以外で行う場合は自身の落下はもちろんの事、まわりの物を落下させないように注意が必要である。

・ステージオペレーター

ステージまわりに仕込まれた器具の管理、転換作業などを行うセクションである。ステージフォロー、ギャラリーフォローなどを行う場合もある。ステージまわりは他のセクションとの連絡、出演者等の動線、客席からの見切れ、目的のフォーカスに適した仕込み位置、大道具、舞台機構などに注意しなければならない。また、

大道具や幕類などの接触による火災や、ケーブルの処理、袖中の作業灯の管理なども注意しなければならない。

○ムービングライト・オペレーター／プログラマー／テクニシャン

ムービング操作卓を操作するオペレーター、プログラミングを担当するプログラマー、仕込み・メンテナンスを行うテクニシャンが存在する。ムービングオペレーターがすべてを兼任するケースが多いが、規模の大きな公演の場合は、器具のメンテナンスが重要であるために、メンテナンス専門のテクニシャンが同行することが多い。専用操作卓の操作技術、器具の構造についての知識、リギング技術などムービングライトシステム全般の技術を用いて、一般照明機器とは独立した運用を行う事が多い。

○システムエンジニア

近年では、新技術導入機器の開発が著しく、デザイナーの照明演出の要望が新技術機器を使用した複雑な内容になってきている。デザイナーの照明演出全体をハード面でサポートするために、チーフオペレーターの指示のもと、使用機器、伝送信号灯の適切な照明システムの構築、仕込み方法のプランニング、および管理を行うシステムエンジニアが必要になってきた。照明デザインへの理解はもとより、各照明機器、コントロールシステム、電気工学、デジタル技術、光学機器などに精通している必要がある。

<音響部門>

演劇・舞踊の分野では、演出家・振付家やプロデューサーの意図に沿って音源を作成、その音を施設で再生、あるいは演奏や台詞を拡声して、聴覚で作品に関与する。コンサートPA(SR)の分野では音楽監督(音楽ディレクター)、アーティストやプロデューサーの意図に沿って歌や演奏の拡声に責任を持つセクションである。音響の場合、デザイナー、オペレーター、エンジニアの3種類に分類する。音響部門の安全衛生責任者を選任して、公演にのぞむこと。音響部門におけるオペレーターは、作業内容からチーフオペレーター(ハウスオペレーター)、モニターオペレーターに分類する。大規模なミュージカル等ではハウスオペレーターの中

をワイヤレスオペレーター、音楽 MIX オペレーター、SE（効果）オペレーター、に分割する場合もある。小規模の場合は一人で全てを担う。コンサート PA(SR)系ではプランナー（デザイナー）をチーフオペレーターが兼ねる場合が多い。

○音響チーフオペレーター（ハウスオペレーター）

全体の音響演出具現化（音量、音質、バランス等）を行うセクションである。下記に公演別の作業例をあげる。

[演劇や舞踊の場合]

演劇・舞踊公演等で録音素材や音楽も含めた再生音の操作を行うセクションである。少数のマイク系の操作も一人で行うのが基本だが、マイク PA が重要な場合、専任のオペレーターを必要とする。

[ミュージカルや音楽劇の場合]

台詞や歌の PA（SR）、演奏の PA（SR）、効果音の再生という役割を振り分けて担当することが多い。チーフがどこを担当するかは公演による。また、操作だけでなく、出演者のワイヤレスマイク等の取り付け方法などをステージエンジニアに指示を行う。

[コンサート PA（SR）の場合]

チーフオペレーターが客席をカバーするメインスピーカー（フロント・オブ・ハウス=F. O. Hということが多い）で観客・聴衆への音のサービスを担う。

○モニターオペレーター

演奏家や歌手の舞台エリア内の音のサービスを行う。それぞれに必要な音のバランスを調整し、歌い易く演奏しやすい音響環境を整えるセクションである。

○ステージエンジニア

ステージ上の場面ごとにマイクやモニタースピーカーの配置変更を行う。下記に公演別の作業例をあげる。

[ミュージカルなどの場合]

衣裳などに取り付けたワイヤレスマイクの状態を最善に保つことや、マイクの受け渡し、休憩時の電池交換や防水処理のケアを任務とする。大道具の転換に伴う仕込みスピーカーやマイクの配置転換を行う。

[コンサート PA(SR) の場合]

楽器の持ち替えに対応する転換や、演奏者の指示をモニターオペレーターに随時伝達する役割を担う。

○システムプランナー

デザイナーの音響演出をハード面でサポートし、システム構築を提言するとともに、仕込み方法等のプランを行うセクションである。

○チューニングエンジニア

スピーカーシステムが会場に合致するように周波数特性の補正（イコライジング）やディレイ（音声信号の遅延）調整を行うセクションである。チーフオペレーター（音響デザイナー）と協力しながら目的とする音のクオリティを実現する。

<映像部門>

演出家およびプロデューサーの意図に沿って、電子背景、電子ディスプレイなどの大型映像を中心とする映像装置をとりまとめ、これらにCG、実写などのコンテンツを適時表示させて、舞台・照明・音響部門と協力して、新しい分野の演出効果を具現化するセクションである。職種としては、デザイナー、エンジニア、オペレーターに分類される。映像部門の安全衛生責任者を選任して、公演にのぞむこと。この部門は技術革新の影響が著しいため、今後新しい職種などが生じるものと考えられる。

劇場および演出空間などで、仮設により大型映像装置を使用して効果的な演出（ハード、ソフト、運用の組合せ）を行う際には、以下2つの方法に大別される。

- ①自発光映像装置（LED、有機EL、電球など）を用いる方法
- ②投映型プロジェクター装置（フィルム、ビデオなどを含む）を用いる方法

○映像チーフオペレーター

全体の映像演出のとりまとめを行う映像部門の総括責任者であるため、映像部門の安全衛生責任者の任を負う。他の部門の担当者と映像内容について打ち合わせし、技術経緯の周知やスケジュール管理調整を行う。

○映像エンジニア

映像を用いてステージなどを効果的に演出するテクニックを技術的にまとめるスタッフ。台本、スケジュール表などをもとに、ソフトおよびハードをどのように使うかを定める。この際、ステージの大きさ、電気系統、公演の内容などによって映像装置を使い分ける。

○映像オペレーター

映像構成台本をもとに、電子背景、プロジェクターなどの映像機器の操作を行う。出演者、舞台、照明、音響との協力、タイミングなどのほか、ビデオ中継、録画などの業務にも的確、柔軟な対応を行う。

○中継・収録チーフオペレーター

事前収録素材とライブ映像の投映に大別される。この部門に所属するカメラマン、スイッチャー、照明、音声の統括責任者であり、この部門の安全衛生責任者でもある。なお、映像の分野ではTDとも呼ばれ、スイッチャーを兼ねる場合には、TDSと呼ばれる。

○スイッチャー

カメラマンが撮り、ビデオエンジニアが調整した映像出力を、演出意図に基づいてスイッチング（選択）を行う。スイッチングには、事前に決められたカット割によって切り替える方法と各カメラの役割に任せて任意に切り替える方法がある。

○カメラマン

カメラを操作して、必要な映像を切り取る役目を有する。与えられた空間の中で、何をどのように出せるかを判断して、カメラのフレームの中に捉える作業を行う。被写体の動きの予測、その場で何が必要か瞬間的に見極めることが要求される。シングルカメラの場合、マルチカメラの場合と演出意図によって判断は異なる。

○ビデオエンジニア(ビデオ/音声/照明)

現場での映像システム、および画質管理責任者。必要な映像システムを構築すると共に、各カメラの調整を行い、複数のカメラのバランスをとる。また、映像システムのメンテナンスも担当し、業務が円滑に行えるよう技術的バックアップを併せて行う。なお、中継・収録時のカメラ撮影に伴う音声と照明も担当する。

○レコーディング・エンジニア

映像および音声をバランスよく、正確、適切に収録を行い、必要に応じて簡単な編集も試みることがある。

<電気部門>

○電気エンジニア

照明、音響、舞台、映像等の電源プランを元に、演出空間仮設電気指針に沿って配線図を作成し、持ち込み機器電源盤や仮設電源盤から電源供給を行うセクションである。幹線の配線、絶縁、過電流の監視等を行なう。安全担保の構築には、電気に精通した技術者が行なう必要があり、電源方式、設備場所、電気容量、規模に応じ対応する。

3. 劇場等演出空間における安全衛生管理

公演制作過程における責任と役割

実演芸術の公演は、主催者や制作者が企画を発意し、脚本家、作曲家への作品委嘱といった構想から始まる。そして演出家をはじめ、大道具、衣裳などの舞台美術のデザイナー、照明デザイナー、音響デザイナー、映像デザイナーら各デザイナーと舞台監督といった主要スタッフが決まり、具体的な制作作業が開始される。この創造プロセスで必要な各段階において舞台、照明、音響、映像などの舞台技術者も参加し、最終段階には公演を行う劇場の舞台スタッフも含め公演が実現する。初演を迎え、公演が繰り返され、さらに巡回公演、時を経ての再演などが行われることも多い。

この公演制作のプロセスを概括すると以下のようになるが、この時間経過は実演芸術の分野、その公演規模によって大きく異なる。

演劇、ミュージカル、オペラ、バレエなどの新作は、企画発意から作品委嘱、主要スタッフのスケジュール確保、資金調達計画、会場押さえなど3年前ぐらいから着手しないと間に合わない。一方、クラシック音楽、能楽、歌舞伎、落語などの伝統芸能は、古典として作品が完成しており、また、演者に作品がレパートリーとして定着している。例えば能の場合1日の申し合わせで公演を迎えるし、オーケストラは3日程度のリハーサルで公演を迎えるなど分野によって時間は大きな相違が存在する。

また、公立文化会館や民間劇場では、自らが公演制作を行う場合はそのプロセスは同じであるが、自らが制作に関与しない貸し館や公立文化会館の自主事業の場合、施設側からみると以下のプロセスの④から⑦の繰り返しになる。

公演制作は、役割の異なる多様な舞台スタッフ、技術者の専門職域にもとづく役割分担による能力発揮と相互の密接なコミュニケーションにより成立し、その公演の質と安全確保は個々の能力だけでなくその協働のありように大きく依存している。

この協働の基礎となるのは全ての舞台スタッフが公演制作に関わる基本的な知識と技能について共有していることが必要である。

その共通認識として重要なのが、前節で触れた制作者から舞台技術者までの舞台スタッフ全体でつくり上げるそれぞれの職種、職域を超えた安全管理体制であり、次に示す公演制作のプロセスに沿った安全作業の基本である。

【公演制作と公演プロセス】

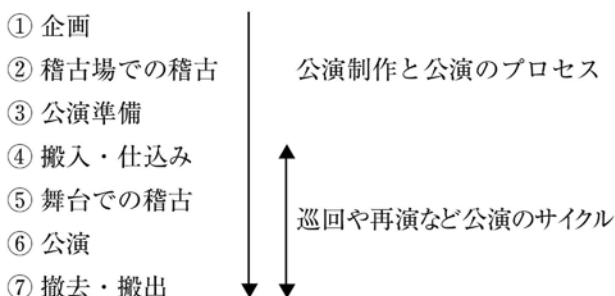
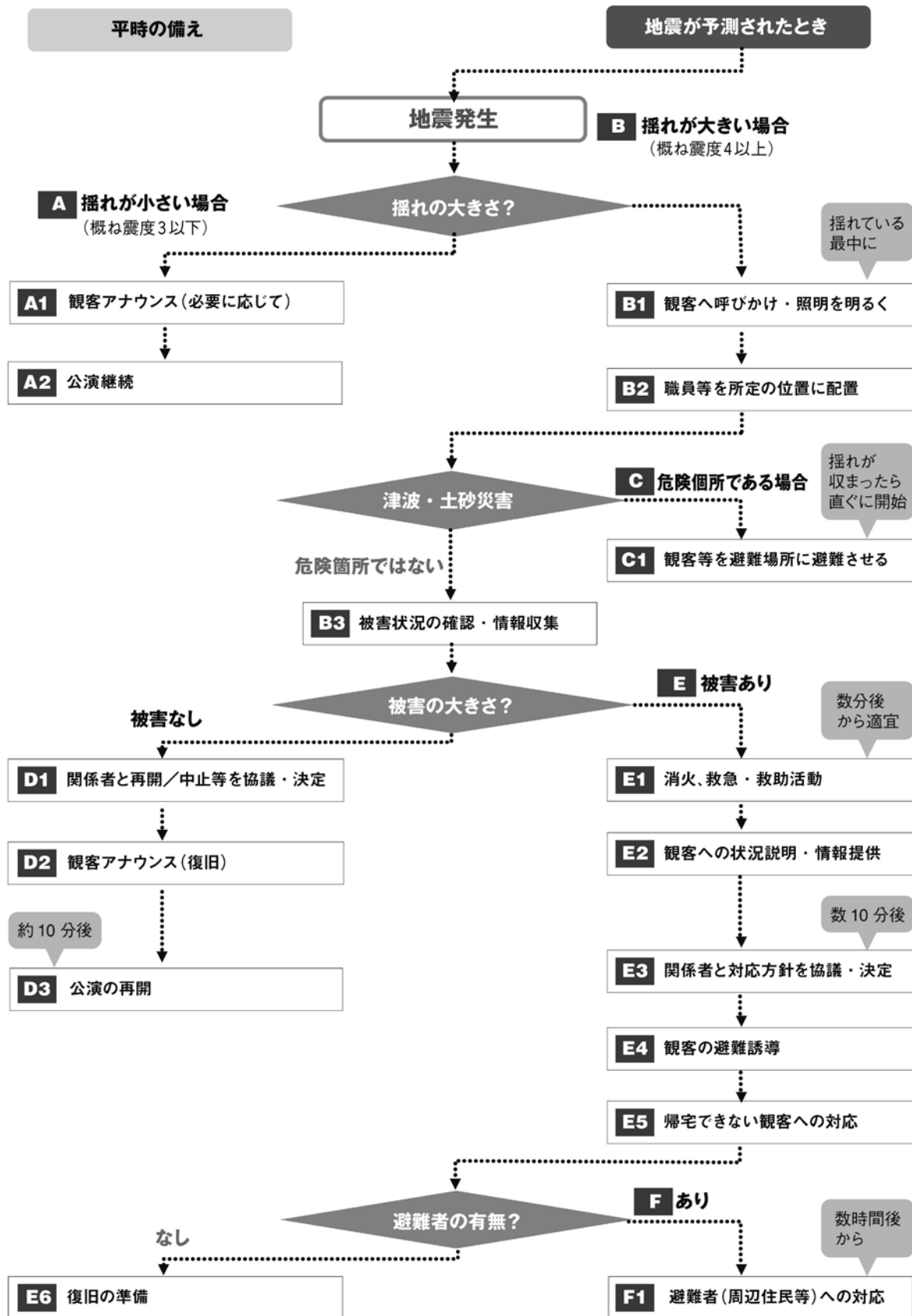


表1：公演制作過程における役割と責任

公演制作過程	役割	作業
1) 企画	A: 制作者	<ul style="list-style-type: none"> ・公演監督、デザイナー、プロダクション・マネージャーの責任者を選定し、安全衛生計画における具体的な役割を示す ・公演の企画を立ち上げ、公演を具体化する企画会議を開催する ・適切な予算、スタッフを確保する ・公演する施設、公演日程を決める ・施設や関係部門と製作工程などの責任を明確にした上で、契約を交わす
	B: 公演監督	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術面でのコンセプトを決定し、それを各デザイナーに周知する ・コンセプトに関するリスクアセスメントの概要を明らかにする
	C: デザイナー	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、施設の条件などを考慮してデザインをする ・演出及びデザインに関するリスクを検討する ・指定された縮尺での模型または図面を提示する
	D: プロダクション・マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・制作スケジュールを作成し、それに沿って安全を確保する ・制作者と公演監督、各デザイナー及び劇場を含む技術者との連絡を取り制作を進めていく ・そこに齟齬や誤解、行き違いなどないようにする ・制作、技術、劇場技術者の責務、責任を明らかにする ・各セクションの役割分担を確認する ・デザイナーより提示されたデザインについて、リスクアセスメントを行う ・制作工程を検討するために必要な情報を収集する
	G: 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・プロダクション・マネージャー、技術監督または舞台監督に施設の情報を伝える ・公演に関する特別な手配等の必要性を検討する
2) 稽古場での稽古	B: 公演監督	<ul style="list-style-type: none"> ・自らのコンセプトをもとに幕割を決める ・稽古中の安全を確保する
	F: 舞台監督 (演出助手)	<ul style="list-style-type: none"> ・公演監督、プロダクション・マネージャーと共に安全衛生に関する問題を提示する ・稽古スケジュールを作成する
3) 公演準備	D: プロダクション・マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台セット他、必要な機材を会場に安全に運び込む準備をする ・関係官庁の必要書類を準備する
	G: 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入がスムーズにいくように適切な措置を取る
4) 搬入・仕込み	D: プロダクション・マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場技術管理者とともに、その設備が安全に使用できることを確認する ・搬入されたセット、機材が目的にかなない、安全であることを確認する ・搬入・仕込み・本番に関わる全てのスタッフが、正しい情報と適切なスケジュールのもとで安全に仕事ができるようにする
	E: 技術監督	
	G: 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設と施設の設備が目的に合った整備をされ、かつ安全であることを確認する ・公演監督、プロダクション・マネージャー、舞台監督、技術監督に対し、施設における安全衛生の取り決めを伝える ・公演担当者を任命し、適切な情報のもとで、安全に仕事をしているか確認する
5) 舞台での稽古	B: 公演監督	<ul style="list-style-type: none"> ・テクニカル・リハーサルが、リスク管理の方策を探る機会であるということを明確にする
	D: プロダクション・マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・テクニカル・リハーサルを行う ・テクニカル的な変更、更新、修正など随時行われるアクシデントに対して、関係する人々全員に確認する
	E: 技術監督	
	F: 舞台監督 (演出助手)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や公演に関する安全衛生の情報を出演者に提供する ・テクニカル・リハーサル時の演技スペースと関わる人たちの安全を確保する ・リハーサル・スケジュールを作成、管理する
G: 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサルが安全に行われているか管理する 	
6) 公演	B: 公演監督	<ul style="list-style-type: none"> ・本番に関する情報、講評、見直しを提示する ・公演安全計画が更新されていることを確実にする
	F: 舞台監督	<ul style="list-style-type: none"> ・公演中の出演者の安全を確保する
	D: プロダクション・マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台セットの安全な使い方、メンテナンスの確保
	E: 技術監督	
G: 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設および関係者の安全を確保する 	
7) 撤去・搬出	D: プロダクション・マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や、スタッフの時間の制約を考慮しながら撤去の予定を立てる ・撤去作業が安全に行われるよう管理する
	E: 技術監督	
	G: 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・プロダクション・マネージャーや技術監督とともに撤去作業の予定を立て、作業が安全に行われているか管理する

※3)～7) の過程では、H：劇場技術管理部門責任者、2)～7) の過程では、I：各部門責任者も役割を負う。

地震災害対応フロー例 (注10)



(注10) 全国公立文化施設協会「公立文化施設のリスクマネジメント危機管理ハンドブック」(2012年)より引用

舞台作業の共通・共有性



講師
服部 基

岡山県倉敷市生まれ 信州大学工学部電気工学科卒業 1973年A.S.G入社。吉井澄雄、沢田祐二の両氏に師事。1986年仲間5人と舞台照明会社(株)ライティングカンパニーあかり組設立。こまつ座をはじめ演劇、ミュージカル、オペラ、能の照明をてがける。1983年「グレイクリスマス」にて日本照明家協会優秀賞受賞。1993年「ロレンザッチョ」「四重奏」で日本照明家協会賞大賞受賞。1994年～1995年文化庁在外研修員として1年間ドイツにて研修。2008年「コンフィダント・絆」「コペンハーゲン」「キル」にて第42回紀伊國屋演劇賞受賞。08年「コペンハーゲン」にて文部科学大臣賞・日本照明家協会賞大賞受賞。現在、公益社団法人 日本照明家協会 常務理事。



講師
渡邊 邦男

1951年栃木県生まれ 日本大学芸術学部卒業後、帝国劇場を中心に、演劇・ミュージカルなどの舞台音響プランを学ぶ。現在、新国立劇場の音響・映像を統括し、演劇、ミュージカル、バレエ、オペラなど、幅広い分野での音響デザインを手がけている。主な作品に、日本側の音響を担当した「ミス・サイゴン」をはじめ、「エリザベート」「太平洋序曲」「その河をこえて五月」「わが町」「サロメ」「軍人たち」などがある。(財)新国立劇場運営財団 音響課長、日本大学芸術学部/武蔵野音楽大学非常勤講師、特定ラジオマイク利用者連盟理事、日本舞台音響家協会 理事長。



講師
北条 孝

1974年上京。さまざまな職を転々としたのち、86年、東京バレエ団海外公演スタッフの末席に突然参加、舞台裏方の世界に入り、クラシック関係(バレエ、オペラ)を中心に裏方を続け現在に至る。最近手がけた主な演劇作品は「焼肉ドラゴン」「ヘンリー六世」「淋しいのはお前だけじゃない」「バーマ屋スマレ」など。

舞台照明

舞台の幕が開くまでには様々な人々がそれぞれの専門性を発揮し、有機的に絡み合いながら舞台を創り上げて行っています。それぞれの仕事の内容・特徴などをお互いに理解し、協力して舞台を創り上げる事が大事(安全な作業を踏まえ)と思われます。

特に最近の技術革新はめまぐるしく、それぞれの専門以外の分野の仕事は分からなくなってきているといっても良いのでしょうか。

そういったニーズから昨年度は音響・照明の合同研修をしました。今回は第2回目の開催になります。

● 舞台照明を理解するために……光の特質(簡単な説明)

光は見えない・実態がない

事前のプレゼンテーションが出来ない(舞台美術・衣装・音響は…) 舞台照明を考える

光源・通過物・反射物・視覚で決まる。

目の細胞を刺激する電磁波を可視光線(380nm750nm)

直進・角度・距離・台数・明るさ・色温度・調光

スポットライトの特質…

● 舞台が出来るまでの時間軸から

[仕事の依頼]

作品の規模によるが、1年前が多い

[打ち合わせA]

演出家・制作(演出意図・規模・期間・予算規模)

[稽古を見る]

台本に動きを記入

[打ち合わせB]

演出家と「伝達は言葉」→信頼関係 舞台監督同席(進行打ち合わせ)の両面を兼ねる

● 照明デザインを考える

[キュー]

キッカケ→動き・台詞・音(音楽)の3つに収斂

[絵を描く]

舞台美術(平面図・断面図・エレベーション)・衣装・役者

[キューシート]

明りの内容の一覧表

(頁・キュー番号・変化時間・内容・オペレーターへの指示)

メロディーライン(流れ・色合い・時間)をトータルで俯瞰(掴む)稽古・台本で→動きを確認(立ち位置(座るor立つ))顔の

動き、他者との関係

→舞台装置・衣装を確認しながらスポットを

1台つつ頭の中で「光を当てて」絵を描く

→光を当てる範囲を分離・区分

→「光源」「通過物」「反射物」…やはり手強い!

(ロジック 数字化→現実→数字化 繰り返し)

(スポットの種類・明るさ・色・ネタ・角度・

光量・当てる大きさ)

変化の時間と光量は密接な関係(明り作り・テク・稽古で検証)



ミュージカルで400ぐらい（ムービングキューシートも書く・時間が、）

適当にスポットに色を入れる →これも照明
必要なスポットだけを・頭の中で描いて →これも照明

● 図面化

キューシート→小分け→総合図面（サス・ステージ）
ディマーを決め、チャンネル表作成
→準備・連絡（仕込みの前日になる事多し バタバタ）

● 劇場に入って

[会館・劇場と打ち合わせ]

[搬入]

[仕込み（つり込み）]

通常照明部が先行 図面の位置を正確に（尺・間表記）
（サス→幕前→ステージ）

[サス合せ]

指定された場所（小分け・バミリ）にフォーカス
→・大きさ・色・ネタ・ゴボーを確認
危険な作業になる→ブリッジは安全であるが（幅・位置が）

[道具調べ（明かり合わせ）]

頭の中のイメージを現実化する作業
キューシートに沿い（台本・スコア）
変化時間 パート・ディレイ・サブマスター
記憶・コンピューター（確実な再現）
時間が少ない・初日が決まっている→トライ&エラー不可能

[テクリハ]

出演者不在で大道具・機構・音響・照明のテクニカルRH

[舞台稽古（GPorDrRH）]

場当たり→小返し→通し
キッカケ（Cue）の確認 ダメ出し ガナリ

[直し]

[初日]

本番（確実な再現）

[バラシ]

● 「照明の特質」

舞台照明で扱う「光」は実態がなく実在していません。物体に「光」が当たって初めてその物体が見えてきます。光とはそんな存在で、演出家との打ち合わせも「言葉」によるイメージの段階で終わるしか有りません。

劇場に入ってから全ての作業始まります。

● 「照明デザイナーとは」

[照明デザイナー]

- ・今までは 経験→認知→仕事の依頼→評価→仕事の依頼
- ・日常が大事 最新技術 美意識 感性（創造と技術の狭間）
- ・今後は徒弟制度・経験以外の道の模索も（美術家・現代アートから）

[照明家の地位]

- ・20世紀は光の時代 → だが専門職として認めて貰えなかった（歴史）
- ・この業界の人でも「良い照明」「悪い照明」の違いがわからない
- ・社会的な地位がまだ低く・認知されているとは思えない
- ・デザイナーは東京に集中している

● 「今後の課題」（創造と技術）

[プレゼンテーション]

- ・照明以外のセクションは劇場に入る前に打ち合わせをしている
- ・激論、葛藤、修正、変更、同意→収斂
- ・音響も（PAは劇場）音源の種類・キッカケは稽古の中で決まる
- ・今後は照明も何らかの形で……（劇場の中の作業が膨大）

[技術革新]

- ・いまやムービングは特殊な器材ではない
→専門のムービングオペレーターが必要（新たな専門職）
→今後のデザイナーには習得が不可欠→教育の問題
- ・映像とコラボレイトの舞台が日常的に（棲み分け）
- ・LEDの進化（スポット・映像）→劇場に取り込まれる

[舞台の性格]

- ・人間が企画、人間が演じ、人間に見せる
- ・生きる喜び、悲しみを浄化、人間としての連帯

[舞台芸術]

- ・時間の芸術
- ・同時性 国境がない（日本の地理的要因・原語）
- ・その国・民族の文化・芸術・美意識など舞台を通して表現
- ・相互理解（違いが分かる→尊敬）

[劇場で働ける喜び]

修練の場・お互いを尊敬し・舞台や劇場を愛し、誇りに思う！

● 「基本的な舞台照明の用語」

SI CI	0秒で明るく
SO CO	0秒で暗く
BO	存在する光を全て除去（行為と状態）
FI	0秒以上の時間をかけて明るく（溶明）
FO	0秒以上の時間をかけて暗く（溶暗）
CC	0秒で「決めた明り」へ変化
FC	0秒以上の時間をかけて「決めた明り」へ変化
暗転	暗い状態での転換（行為）と状態 暗転チェック（漏れ明り、導線、バミリ）
明転	明るい状態での転換（行為） 盆の回転、引き棒in
ライトカーテン	スポボダ→光のビーム（逆光）で光のカーテン 明るいままの状態でも綴帳を降ろす
ライトオープン	幕（綴帳・定式・暗転幕）等の裏を明るい状態 で幕を飛ばす（開く）こと
客電	客席の大きさで決まる。 10秒~15秒 半明り
調光	照明のキューナンバー・データーの記録 確実な再現に現在では記憶卓

舞台音響

● 劇場の音とは

直接音と反射音（壁や意匠、舞台装置や幕の影響）= 残響時間

機器や空調のノイズ

● 舞台作品における音響の役割

- 1) 音源(生音・拡声・再生)を決め、音ネタ(音楽・効果音・ナレーション)を決める
演目の進行にかかわる音や音楽をつくる(もしくは探し、選択し、調整する)
- 2) 時間的な音の配置を決める(INとOUTのきっかけ、音量とその変化)
稽古に参加し、作品創りを演出家や各スタッフ、および出演者たちと共に行う
- 3) 空間的な音の配置を決める(方向性・距離感・広がり・移動)
音や音楽を劇場空間で表現する
- 4) 俳優の台詞や音楽の演奏を、必要に応じて補強(SR)するか拡声(PA)するかを決定する
- 5) 作品を上演する劇場空間の響きについて提案し、必要に応じて補正する
- 6) 機器のプランを決める
プランは決定作業の集積
音響は演出の一環
→音の持つ力(イメージや喚起力)を使って作品創造のコミュニケーションの道具とする

● 求められるもの

- 1) 音を聞く能力 聴力と聴能
- 2) 音楽的感性 → 多くの音楽と接し、音楽的語彙を増やす
- 3) 作品の全体をイメージする能力
- 4) 音を組み立て、表現する能力(技法や技能を身に付ける)
- 5) 音の物理的特性や聴覚、声や楽器の特性を理解し、音響機器を扱う能力
- 6) 演出家やオペレーターや他のスタッフと意志を疎通する能力(相互理解とコミュニケーション)
相互理解:他のスタッフの仕事を理解し、思いやりと調和をもって共同作業を行うのが理想
- 7) 諸条件に対処し、状況の変化に対応する能力



● 音響と照明とを比較する(日本舞台音響家協会 資料)

物理 [刺激]

	音	光
媒質	空気	
波	縦波	横波
波長	17m~1.7cm	780~380nm
振動数	20Hz~20kHz	385~790THz
音圧/光束	20 μPa~200Pa	単位〔ルーメン〕
直進性	△	○
速度	340m/s (15℃)	30万km/s
帯域外	超低周波、超音波	赤外線、紫外線

心理 [感覚]

	聴覚	視覚
周波数	高さ	色(赤~紫)
強さ	大きさ〔ホン〕	明るさ
波形	音色	
認知	継時的	瞬間的
現象	マスキング ドップラー効果	加法混色 順応、残効
	選択の注意 視聴覚統合	

生理 [感覚器]

	耳	目
数	二つ	二つ
受容	鼓膜	網膜
神経	3万本(片側)	百万本(片側)
中枢	側頭葉	後頭葉
発達	胎児期	出生後
完成	24~30週	3歳で視力≒0.8
指向性	全方向	前方向
障害	難聴、耳鳴り	弱視、色覚異常

電気 [伝送]

	音響	照明
	音声情報	電気エネルギー
方式	アナログ/デジタル	振幅制御/位相制御
周波数	20Hz~20kHz	50/60Hz
電圧	数mV~数十V~	~100V~
電流	数mA~数A~	~数百A~
電力	~数kW~	~数百kW~
歪み	不可	可
対雑音	弱い	強い
速度	≒20万km/s(電線中)	

機 器 [技術]

	音響	照明
音源/光源	スピーカー	灯具
個数	～数十～	～数百～
性能	周波数特性	効率
制御	ミキサー	調光器
操作	手、(自動)	手、自動
機能	増幅、混合 録音、再生 エコー、残響、変調 イコライジング	調光、明滅 集光、遮光 色 ムービング

舞 台 [表現]

	音響	照明
ネタ	声、音楽、効果音	図柄、画像
伝播	放射、拡散	照射、反射
対時間	リズム、テンポ	定常、変化
対空間	全体的	対象的
対観客	一体的	選択的
技法	定位、広がり アンビエンス 方向性、移動	明暗、色彩 輪郭、影 フォロー
オペレータ	必須	

参考文献:『聴覚・ことば』重野 純(新曜社 2006)、『視覚』石田 彰(同左)、『ニュートン』(2009・1月号)

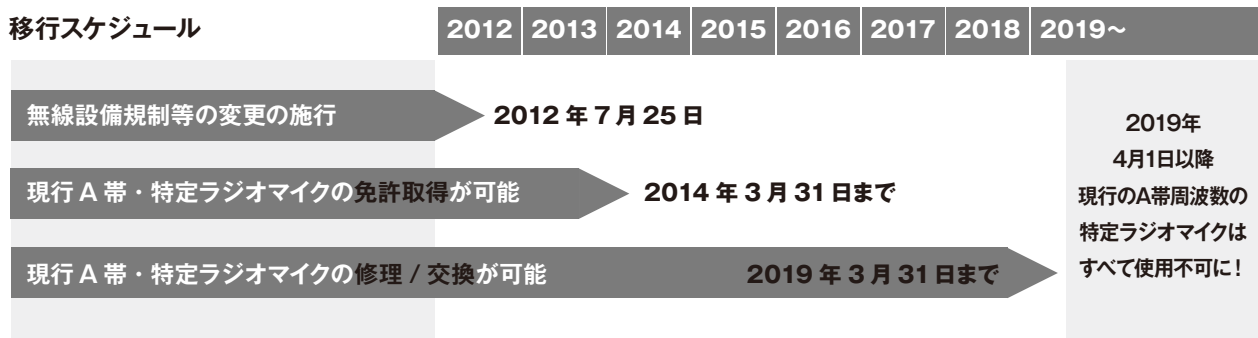
特定ラジオマイク(A型ワイヤレスマイク)の周波数移行について

1 周波数再編とは

770～806MHzを使用する特定ラジオマイク及びFPU(TV放送用の無線中継伝送装置)は、電波法の周波数割当計画により、

以下の図表のように移行先が定められており、770～806MHzにおける特定ラジオマイクの使用期限は2019(平成31)年3月31日までとなっています。

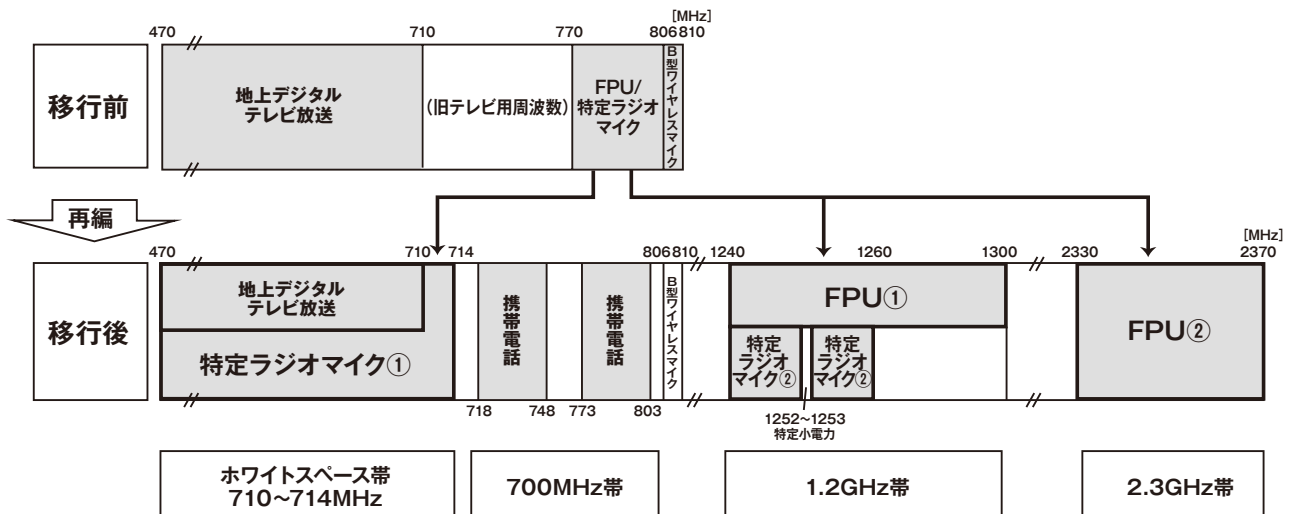
移行スケジュール



【移行先の周波数は】

- ① ホワイトスペース帯(470～710MHz)及び710～714MHz
- ② 1.2GHz帯(1,240～1,260MHz、但し1,252～1,253MHz除く)

ホワイトスペース: 地上デジタルテレビジョン放送帯域で共用できる周波数帯(空きチャンネル)を指す



※本図は以下の総務省ホームページ内容を基に作成しています。

・終了促進措置の概要

<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/700900abst.pdf>

・周波数割当てー我が国の電波の使用状況ー

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/freq/search/myuse/index.htm#4000294>

2 終了促進措置とは

現在770～806MHz帯で使用している特定ラジオマイクやFPUについて、イー・アクセス、NTTドコモ、KDDI及び沖縄セルラー電話の4社が費用の負担を行うことにより、表の使用期限より前倒して周波数の使用を終了し、新たな周波数帯への移行期間を短縮するための電波法の仕組みです。

3 終了促進措置の実施期限とは

終了促進措置の実施期限は2019（平成31）年3月30日となっていますが、認定4社は、ひっ迫する携帯電話用の周波数確保のため、2015（平成27）年3月31日までに終了促進措置を完了することを目標とした計画により、総務省の認定を受けています。しかし、新たな周波数帯への移行には、特定ラジオマイクユーザーとの合意が必要となるため、認定4社は2012年12月に一般社団法人「700MHz利用推進協会」を設立しました。具体的な移行方法や移行時期については、2013（平成25）年4月以降「700MHz利用推進協会」との個別の相談と合意によって行われます。



4 終了促進措置の対象となる無線設備とは

700MHz帯における終了促進措置は、2014（平成26）年3月31日までに免許を受けた、以下の設備となります。

- ① 770～806MHzを使用する特定ラジオマイク（A型ワイヤレスマイク）
- ② 770～806MHzを使用するFPU

注）806～810MHzを使用するラジオマイク（B型ワイヤレスマイク。免許が不要なもの）は、終了促進措置の対象外であり、今後も引き続き利用することができる。

5 認定4社が負担する費用とは

費用負担の主な範囲は以下とおりですが、詳細は現在「700MHz利用推進協会」と「特定ラジオマイクユーザー4団体（特定ラジオマイク利用者連盟、日本演劇興行協会、日本芸能実演家団体協議会、日本舞台音響家協会）」との間で協議中です。

- ①無線設備（特定ラジオマイクの送信機）及びこれに附属する設備（受信機、イヤール・モニター、アンテナ、ブースター、受信機モニター等、現行と同等の運用に必要な設備）の取得に要する費用
- ②①の設備変更の工事に要する費用（旧設備の廃棄に要する費用を含む）
- ③免許申請等の手続き費用

以上のように、劇場等で使用しているワイヤレスマイクシステムは、2013（平成25）年4月以降「700MHz利用推進協会」との個別合意で新システムへの無償交換が可能ですが、現在のところ新周波数を利用する製品が市場に出ていません。日本舞台音響家協会では各メーカーの機器がある程度出揃った後に、関連諸団体と協力して、劇場での技術的な検証と複数チャンネルによる運用実験などを行い、安定運用が確認された後に、ユーザーにとって最適な機種が選択できるような試聴会を計画する予定です。今後製品化される新機種の仕様や時期にもよりますが、2014年後期～2015年頃になると予想しています。

表－ラジオマイクの分類

分類通称	特定ラジオマイク (A型)	B型	C型	D型
使用周波数	779-788MHz、797-806MHz(アナログ)、770-806MHz(デジタル) ↓ TVホワイトスペース等(470MHz～714MHz)、1.2GHz帯へ周波数移行	806-810MHz	322-322.15MHz 322.25-322.4MHz	74.58-74.76MHz
占有周波数帯幅	110kHz、250kHz、330kHz(アナログ) 288kHz(デジタル)	110kHz(アナログ) 192kHz(デジタル)	30kHz	60kHz
変調周波数	15kHzまで	15kHzまで	7kHzまで	7kHzまで
チャンネル間隔	125kHz	125kHz	25kHz	60kHz
同時使用可能チャンネル数	142波中20波程度[アナログ:BW 110kHz] 285波中70波程度[デジタル] ※いずれも800MHz帯でのチャンネル数	30波中6波程度(アナログ) 30波中10波程度(デジタル)	13波中4波程度	4波中2波程度
空中線電力	10mW以下* [アナログ] 50mW以下[デジタル] ※1.2GHz帯は50mW	10mW以下	1mW以下	10mW以下
無線局免許	要(陸上移動局)	不要(特定小電力無線局)	不要(特定小電力無線局)	不要(特定小電力無線局)
主な用途	【音声・楽器音楽等を特に高い品質にて伝送】放送番組収録、舞台、コンサートホール、大規模イベント会場など	【比較的良好な品質(高音質)で伝送】ホテル、結婚式場、会議場、カラオケボックス、学校、集会場など	【必要最小限の明瞭度で伝送】駅ホームなどの構内放送用	【必要最小限の明瞭度で伝送】劇場・コンサートホール等の案内放送用
普及台数	約2万局	約200万局（ほとんどがB型）		
備考	現行の800MHz帯移行先の1.2GHz帯では放送用FPU*と周波数を共用して使用	専用波(最も普及が進んでいる)	専用波	専用波(現状ではほとんど使われていない)

*FPU(Field Pickup Unit):テレビジョン放送用の無線中継伝送装置

音響・照明の新鋭機器の説明と操作・実演



実習「阿波踊り」

出演
娯茶平

(阿波弁で「でたらめな人」という意味を「ゴジャ」「ゴジャブロウ」と呼びます。戦禍の跡が残る昭和20年代、ひとときでも憂さを忘れて踊りたい。そんな阿波踊り好きが集まり結成されたことから、娯茶平と命名)



娯茶平
七代目連長
岡 秀昭

終戦間もない1946年(昭和21年)5月に誕生した娯茶平の踊り方は、「娯茶平調」と呼ばれ、三大主流の一角を成しています。ゆったりとした正調のお囃子に合わせて魅せる、日本の古典芸能である能を思わせる「すり足」は娯茶平独特の足運びで、国内はもちろん欧米やアジアなどの海外公演でも好評を得ています。今では連員数が300人を数え、「タメ、間、情」がある踊りとお囃子を極めようとして一丸となって努力しています。まさに「一生を捧げ悔いなし阿波踊り」です



舞台監督
山口 武治

1950年徳島県生まれ。1976年、徳島において舞台音響会社の設立に参画。1980年代前半にかけて、主に四国内で開催されるコンサート等のPA業務を行う。1992年、現在の(株)モウブを設立し代表に就任、現在に至る。その後、公共イベント等の舞台監督業務、総合制作業務を手がける。バーデン市立劇場オペレッタ「メリー・ウィドウ」全国ツアー、「阿波スポーツ芸術オープニングフェスティバル」「銀座浪漫派物語」「萬の民の阿波踊りフェスティバル」「国民文化祭とくしま2012」他を担当。(株式会社モウブ 代表取締役)



講師
久川俊秀

1962年(昭和37年)生まれ。学生時代からの音楽活動の場で音響に興味を持ち舞台音響の現場へ。SRカンパニーでのサウンドエンジニアを経て平成8年より高知県立県民文化ホール舞台技術職員、平成22年より高知市文化プラザかるぼーとの副館長。会館管理と並行して多くの催事の音響プラン・オペレートを手掛ける。(株)四国舞台テレビ照明所属(株式会社四国舞台テレビ照明、日本舞台音響家協会 理事)



講師
加藤 明

2003~2006年名古屋コミュニケーションアート専門学校講師、2005年1~11月「愛地球博」EXPOドーム音響主任、2007~2012年名古屋芸術大学音楽創造学科非常勤講師。一級舞台機構調整技能士(音響)、日本舞台音響家協会理事 事務局長

主たる作品《オペレート》ソニーロリンズ、ライオネルハンプトンオーケストラ、カウントペーシーオーケストラ、アートプレーキー。《サポート》ジルベルベコー、シャルルアズナブル、ジョーコッカー、コーラスライン、シンリジー、レゲーサンスブラッシュ。《プラン》昭和天皇在位50年、今上天皇在位10年式典、平安遷都1200年、企業コンベンション各種。《音の壁を造らないシリーズ》ソニーロリンズジャパンツアー2003年~、小松原庸子スペイン舞踊団(新国立劇場)、岡本倫子スペイン舞踊団(東京芸術劇場)、月と死神「劇団クセックとフラメンコのコラボレーション」(名古屋市能楽堂)、名古屋開府400年「伝統の音と舞」、「全国青少年長唄まつり」、「越中八尾おわらのタベ東別院」「岡本倫子スペイン舞踊団」「スィングバンド武豊」(日本舞台音響家協会 事務局長)

講師
服部 基

講師
渡邊 邦男

平成24年度文化庁委託事業

「全国劇場、音楽堂等技術職員研修会2013」

プログラム4 実習「阿波踊り」

～ある男の願い～

阿波踊り 進行案

服部 基

目的

音響・照明の合同研修を考慮した作品を創り、舞台が出来上がる過程を参加者（全国の公共劇場の技術者）に提示し、音響・機構・照明の仕事の理解に役立てるとともに「阿波踊り」の素晴らしさを分かってもらえる場とする

上演時間

約10分前後（今のプロットでは13分20秒）

内容

仮題「ある男の願い」

徳島の自然（海岸・砂浜）

未明に一人の男が物悲しい笛の音を聞いている。

男は（苦悩→開放→寂寞→再生）は混とんとし、夢の中にいるのか。

やがて身体が揺れだし、何かに突き動かされて激しくなって（笛の静、動きの動）行く。

見回すとあたりはすっかり朝になっている。

祭り囃しの人々がその男を取り囲むと、様々な場所から、親しい仲間が現れ祭りを告げる

仲間とお囃し連は街の人々に祭りを告げに四方へ散っていく。

街の隅々からお囃子の音が聞こえてくる。

夕闇が訪れる頃、着飾った女達が夜店に現れると、あたりは華やかさに包まれる。

誘われる様に四方から提灯を持った男達が現れ、祭りは更に盛り上がり上がって来ていると！

突然の雷鳴と共に激しい雨が人々を飲み込む

それでも1年間待った「今」を楽しんでいる「男」と「女」。

そのエネルギーはマグマとなりあらゆるものを包んで行く。

男はそんな祭りの真ただ中にある。が、ふと気づくと男は寂寞の中、たった一人になっている。

砂浜にたたずむ男に子犬がトボトボ寄ってくる。

子犬を抱きあげて、見上げると夜空に星が一面に広がっている。

男の思いが届いたのか、流れ星が一筋に輝く。

「そうだ、今日は待ちに待った祭りの日！」

進行台本 および 舞台・照明・音響資料

プリセット 緞帳ナシ 大黒クローズ 薄い煙

男一人中割り奥中央板付き

笛の演奏者上手奥スタンバイ

3人～5人の囃し方上手奥スタンバイ

残りの囃し方（上・下）スタンバイ

男踊り 下手の前・奥 上手の前の3ヶ所にスタンバイ

女踊り 上手前スタンバイ

演奏者 舞台に不在

1 プロローグ未明の砂浜 20"

闇の中から阿波の鳴門の潮騒の音 風の音が錯綜して聞こえて来る流れ雲がゆっくりと流れだす

2 黎明 1'

朝もや中割り2間オープン（黒紗+白ホリ）

もの悲しい笛の音色が聞こえて来る（上手奥にて演奏）

一人の男の激しい踊りが暗闇に浮かぶ

徐々に男の姿が見えて来る

踊りの後半に向けて、男の影がホリゾン트에浮かんでくる

3 予感 20"

遠くから（舞台上手奥）囃し方（祭り囃し）の音色

スピーカー中央奥→下手前→上手前と音像が移動

笛・囃し方演奏しながら上奥から登場

下手花道（定位置）へ移動

4 男踊り 3'

中割り 全オープン

笛・囃し方に続いて男踊りの集団が 上手奥 → 下手奥 → 下手前 → 上手前

4ヶ所から登場し 中央の男を包み込む

残りの囃し方も上下（定位置）に登場し演奏に加わる

集団中央で止まり

踊りの強調

下グループ→中グループ→上グループ

再び全員の総踊り

踊りながら袖4ヶ所へ去る

5 誘い演奏のみ 夕景 30"

演奏上下の掛け合いで祭りを告げ、女踊りを呼び込む

笛 三味線 鉦 太鼓 掛け声……

6 女踊り 3'

演奏に誘われ女踊りの集団が上手前から一列にて華やかに登場してくる

中央で止まり

踊りの強調

下グループ → 中グループ → 上グループ

再び全員の総踊り

7 全員の踊り夜 1'

男達下手前・奥、上手前・奥の4か所から登場し女踊りに加
わって来る
男女混合の踊りがヒートアップして来る
提灯ダウン（灯入れ）



8 ストップモーション 雨 10"

逆光の中の群衆
雷鳴・稲光 → 雨



10 客席での踊り 1'

上下の階段から客席へ・客席を巻き込む
客席の演奏下・上加わる → 4ヶ所で音のやり取り
男・女、演奏者 客席の四方に去る
提灯アップ



11 エピローグ 未明の砂浜 1'

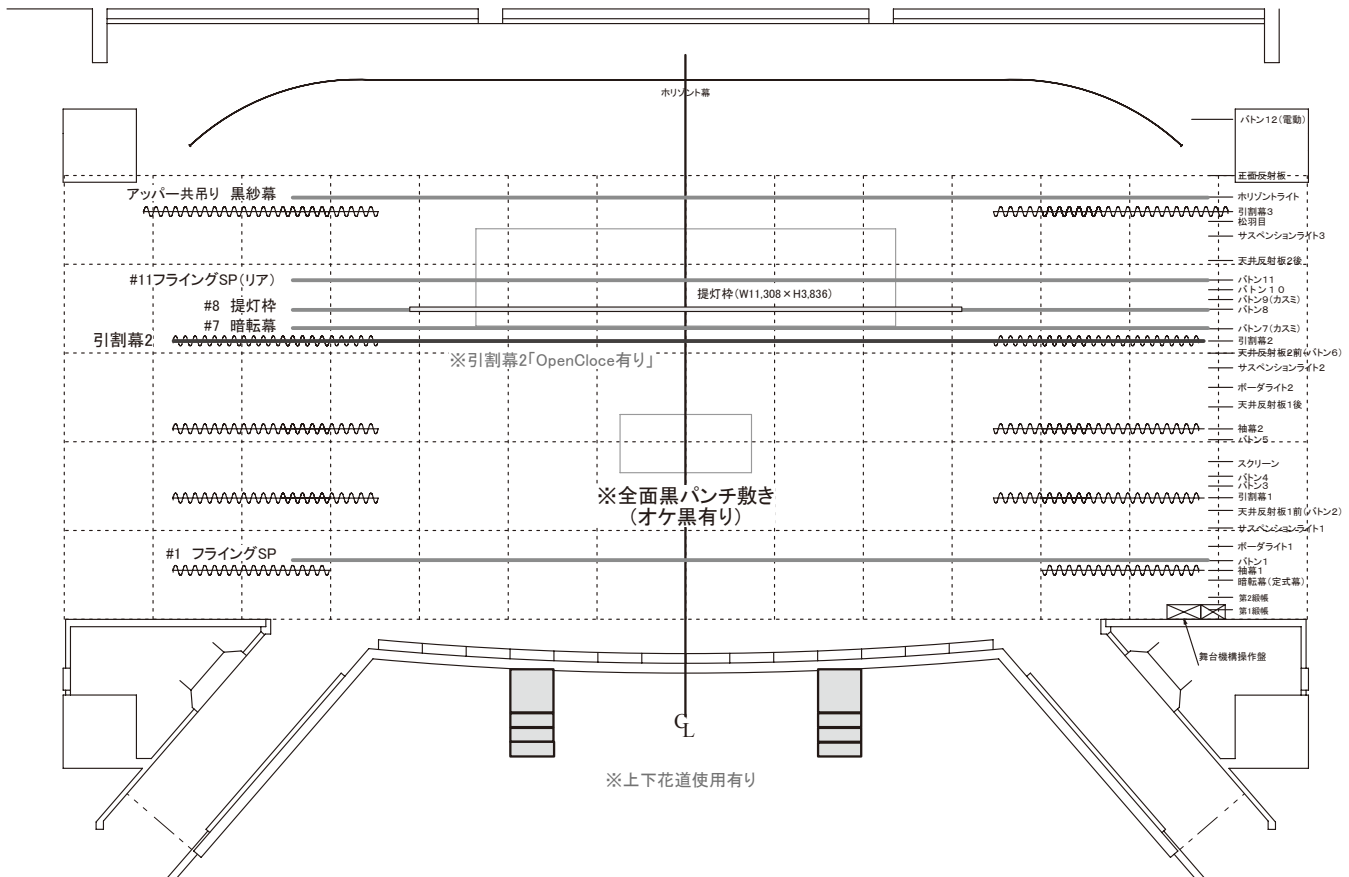
人々退場し終わると → あたりはすっかり夜更けに
宴の後の幾ばくかの寂しさ
風の音 阿波の風土を感じる
阿波の鳴門の潮騒の音など

おもちゃの犬 下 → 上に移動 星・流れ星

朝陽を感じて再び活性の予感

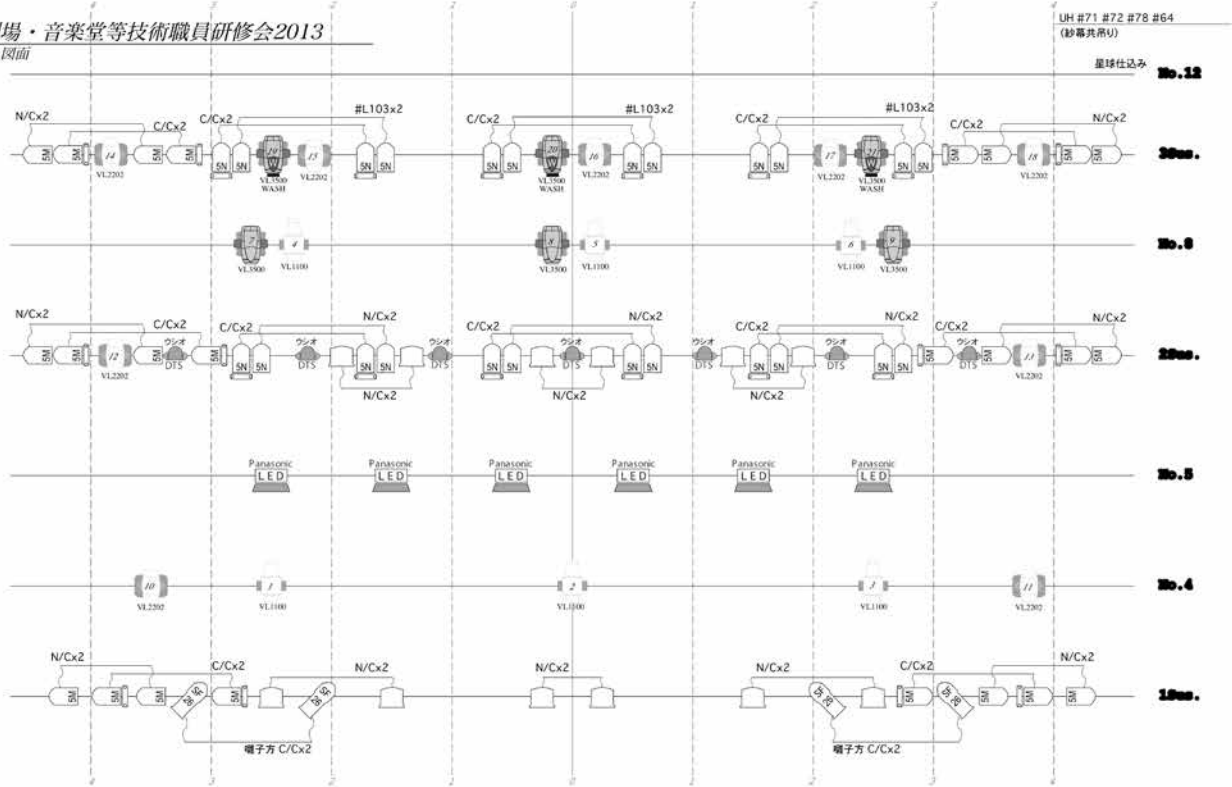
遠くから祭りの音がかすかに 朝陽 輝く
→ 徐々に大きくなり BO





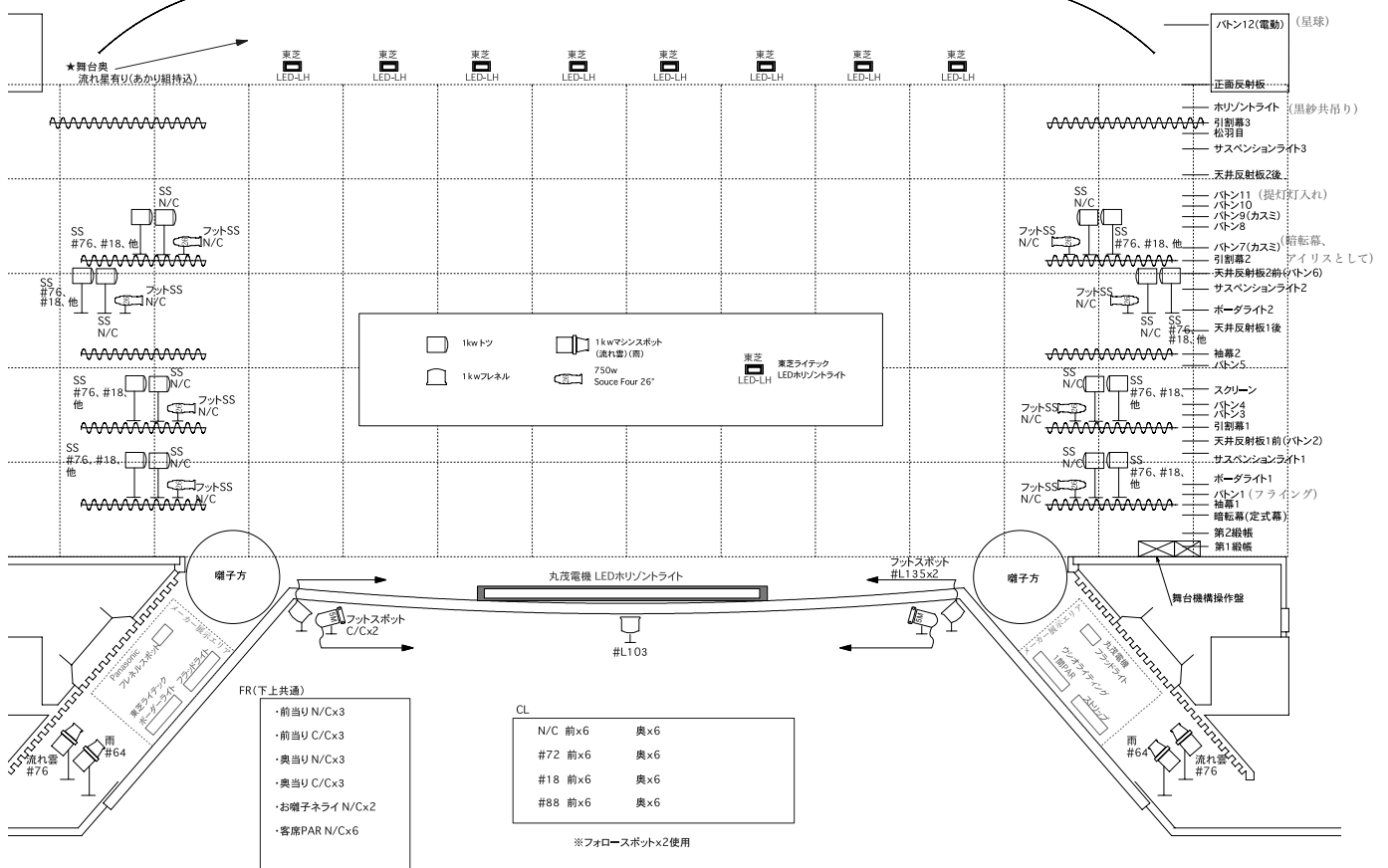
図名	【全国劇場・音楽堂等技術職員研修会2013】 Ver.1.03	場所	徳島県郷土文化会館 あわぎんホール 〒770-0835 徳島県徳島市藍場町2丁目14番地 TEL0 88-622-8121 FAX0 88-622-812 3	作成日	2013.3.2	開催日	2013.3.7
仕込み図面				縮尺	1/100 (A4)	mauve	

全国劇場・音楽堂等技術職員研修会2013
No.1 サス図面



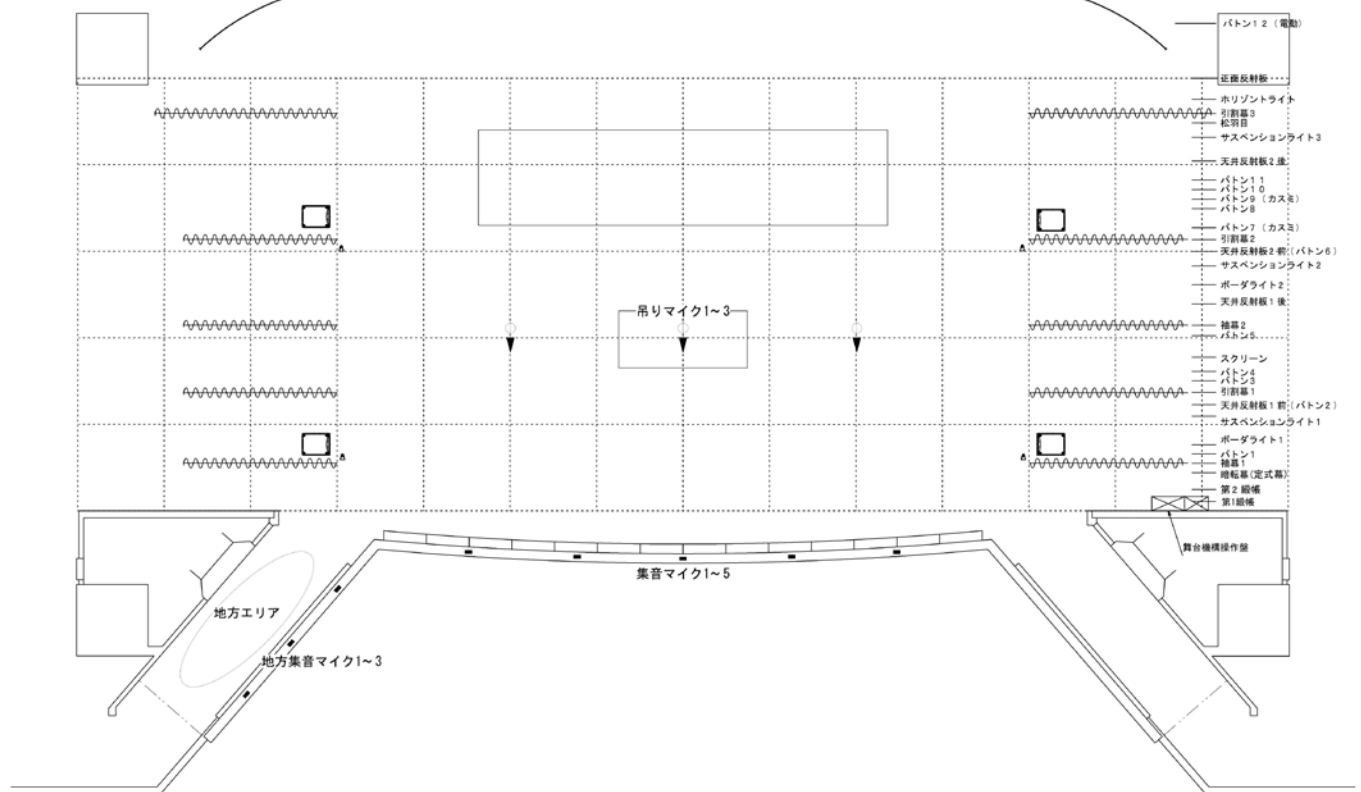
1kw フレネル	カラースクローラー (C/C)	VARI-LITE VL 3500 SPOT (200V 10A) Lamp:1200w	VARI-LITE VL 3500 SPOT (200V 10A) Lamp:1500w	VARI-LITE VL 1100 AS (200V 5A) Lamp:575w	VARI-LITE VL 2202 SPOT Lamp:700w	Panasonic LED	Panasonic LEDフラッドライト	ウソ D.T.S NICK NRG 1201
500w PAR	750w Source Four 26'							

ホリゾン幕

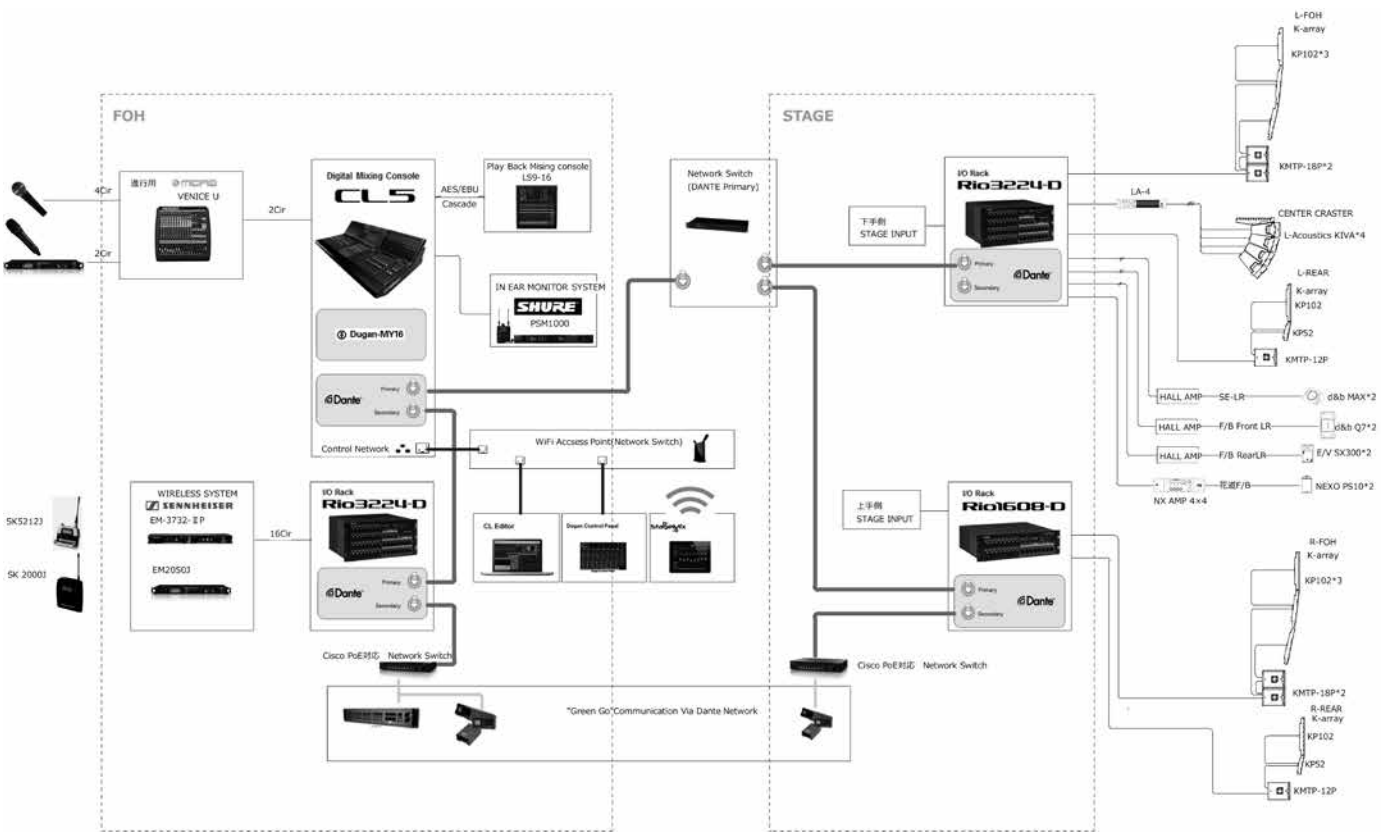
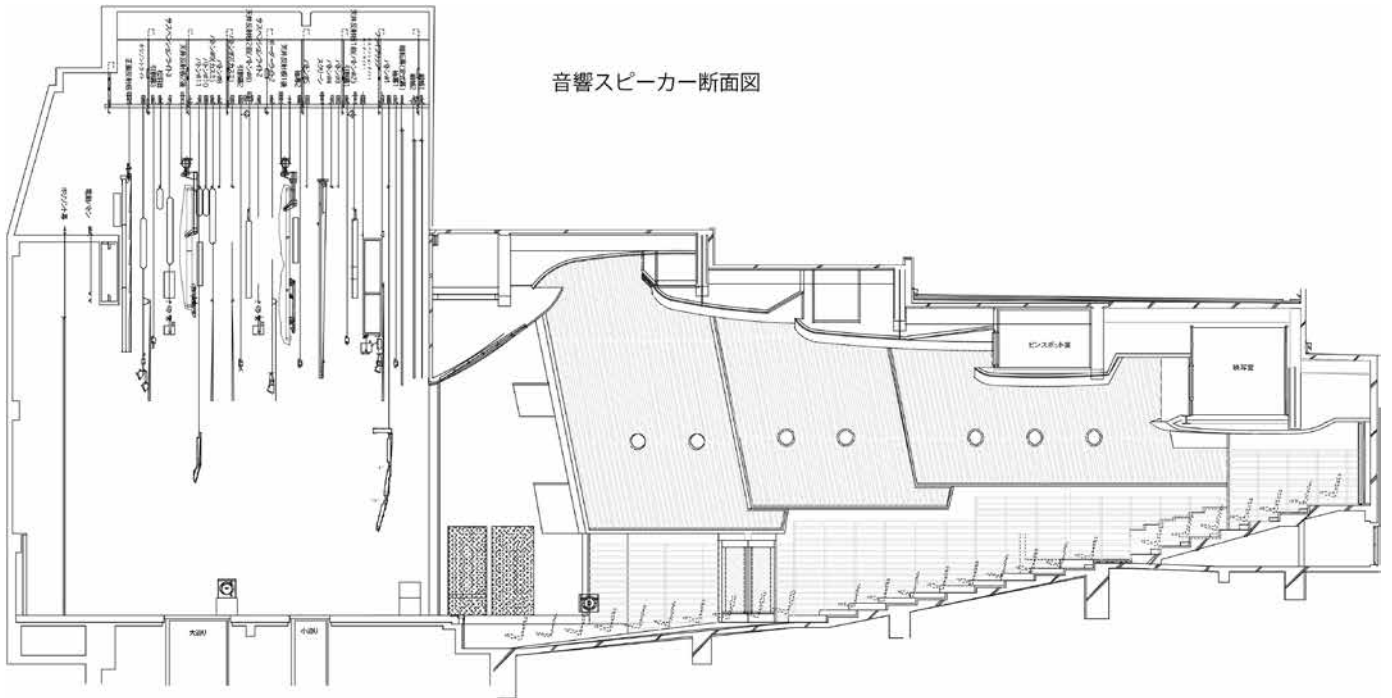


徳島県郷土文化会館 ホール (幕舞台)

ホリゾン幕



音響スピーカー断面図



音響ブロック図

全国劇場・音楽堂等技術職員研修会2013 セミナー4_20130307

音響 PATCH LIST

CL5

CL5														
CH1	太鼓	DANTE 33	CH33	集音 1- 上手花道	DANTE 14	CH65	1-笛	DANTE 37	MIX1	C.Craster	DANTE 3	MARIX1	Hall	
CH2	1- 〆太鼓	DANTE 34	CH34	集音 2- 上手花道	DANTE 15	CH66	W/L 唄	DANTE 45	MIX2			MARIX2		
CH3	2- 〆太鼓	DANTE 35	CH35	集音 3- 上手花道	DANTE 16	CH67		NONE	MIX3	L-REAR	DANTE 4	MARIX3		
CH4	鐘	DANTE 36	CH36	集音 1- 下手花道	DANTE 17	CH68	TalkBack	OMNI8	MIX4	R-REAR	DANTE 5	MARIX4		
CH5	1- 笛	DANTE 37	CH37	集音 2- 下手花道	DANTE 18	CH69	L-VeniceU	OMNI3	MIX5	FB-Front L	DANTE 9	MARIX5		
CH6	2- 笛	DANTE 38	CH38	集音 3- 下手花道	DANTE 19	CH70	R-VeniceU	OMNI4	MIX6	FB-Front R	DANTE 10	MARIX6		
CH7	3- 笛	DANTE 39	CH39		NONE	CH71	L-Air	OMNI5	MIX7	FB-Rear L	DANTE 11	MARIX7		
CH8	4- 笛	DANTE 40	CH40		NONE	CH72	R-Air	OMNI6	MIX8	FB-Rear-R	DANTE 12	MARIX8		
CH9	大鼓	DANTE 41	CH41		NONE	STIN 1L		NONE	MIX9	L-SE	DANTE 13	ST L	L-FOH	DANTE 1
CH10	1- 三味線	DANTE 42	CH42		NONE	STIN 1R		NONE	MIX10	R-SE	DANTE 14	ST R	R-FOH	DANTE 2
CH11	2- 三味線	DANTE 43	CH43		NONE	STIN 2L		NONE	MIX11	FB 下手花道	DANTE 15	MONO	Ref	OMNI 1
CH12	3- 三味線	DANTE 44	CH44	DDL	FX1L(A)	STIN 2R		NONE	MIX12	FB 上手花道	DANTE 16	ST L+C		
CH13	唄 (W/L)	DANTE 45	CH45	L-1REV	FX2L(A)	STIN 3L		NONE	MIX13	DDL	FX1L(A)	STR+C		
CH14	M-踊り手	DANTE 46	CH46	R-1REV	FX2R(B)	STIN 3R		NONE	MIX14					
CH15	F-踊り手	DANTE 47	CH47	L-2REV	FX3L(A)	STIN 4L		NONE	MIX15	1 REV	FX2L(A)	MONITOR L		
CH16	Spare	DANTE 48	CH48	R-2REV	FX3R(B)	STIN 4R		NONE	MIX16	2 REV	FX3L(A)	MONITOR C		
CH17	1-鳴り物	DANTE 1	CH49		NONE	STIN 5L		NONE	MIX17	1-L-IEM	OMNI 5	MONITOR R		
CH18	2-鳴り物	DANTE 2	CH50		NONE	STIN 5R		NONE	MIX18	1-R-IEM	OMNI 6			
CH19	3-鳴り物	DANTE 3	CH51		NONE	STIN 6L		NONE	MIX19	2-L-IEM	OMNI 7			
CH20	4-鳴り物	DANTE 4	CH52		NONE	STIN 6R		NONE	MIX20	2-R-IEM	OMNI 8			
CH21	唄 (有線)	DANTE 5	CH53		NONE	STIN 7L		NONE	MIX21					
CH22		NONE	CH54		NONE	STIN 7R		NONE	MIX22					
CH23	カゲ (下手)	DANTE 20	CH55		NONE	STIN 8L		NONE	MIX23					
CH24	カゲ (上手)	DANTE 21	CH56		NONE	STIN 8R		NONE	MIX24					
CH25	集音 F-LL	DANTE 6	CH57		NONE									
CH26	集音 F-L	DANTE 7	CH58		NONE									
CH27	集音 F-C	DANTE 8	CH59		NONE									
CH28	集音 F-R	DANTE 9	CH60		NONE									
CH29	集音 F-RR	DANTE 10	CH61	L-CDP										
CH30	集音 吊り-L	DANTE 11	CH62	R-CDP										
CH31	集音 吊り-R	DANTE 12	CH63		NONE									
CH32			CH64		NONE									

LS-9の各OUTPUTは、CL5のOUTPUTにカスケード接続

LS9-16							Venice-U						
CH1	SE A-L		MIX1	C.Craster	to CL5	MARIX1			CH1	W/L1		L-OUT	to CL5 OMNI3
CH2	SE A-R		MIX2			MARIX2			CH2	W/L2		R-OUT	to CL5 OMNI4
CH3	SE B-L		MIX3	L-REAR	to CL5	MARIX3			CH3	舞監			
CH4	SE B-R		MIX4	R-REAR	to CL5	MARIX4			CH4	ガナリ			
CH5	SE C-L		MIX5	FB-Front L	to CL5	MARIX5			CH5	音響			
CH6	SE C-R		MIX6	FB-Front R	to CL5	MARIX6			CH6	照明			
CH7	SE D-L		MIX7	FB-Rear L	to CL5	MARIX7			CH7				
CH8	SE D-R		MIX8	FB-Rear-R	to CL5	MARIX8			CH8				
CH9			MIX9	L-SE	to CL5	ST L	L-FOH	to CL5	CH9				
CH10			MIX10	R-SE	to CL5	ST R	R-FOH	to CL5	CH10				
CH11			MIX11	FB 下手花道	to CL5	MONO			CH11				
CH12			MIX12	FB 上手花道	to CL5	ST L+C			CH12				
CH13			MIX13			STR+C			CH13				
CH14			MIX14						CH14				
CH15			MIX15			MONITOR L			CH15				
CH16			MIX16			MONITOR C			CH16				
						MONITOR R							

LS9 OUTはCL5のBussヘカスケード

音響デザイン テクニカルノート 「阿波踊り」ある男の願い」 音響 渡邊邦男

阿波踊りのお囃子(鳴り物)について

音響の研修では講師の久川さんと加藤さんと共に、楽器ごとの音色を、生音・有線のスタンドマイク・床置のバウンダリーマイク・演奏者に装着したワイヤレスマイクでそれぞれ聴いてもらいます。ワイヤレスマイクでは舞台奥での演奏をどのようにSRすれば望んでいる音に近づくか、また、上・下舞台奥や花道などに演奏者が分散して演奏する場合にどのようなモニターが必要かなどを、演奏者の要望や感想を聞きながら決めていきます。上下の花道や舞台奥にもモニターSPが必要になるかもしれません。今回、服部さんのプロットを基に、「娯茶平」連の面々と冒頭の笛や祭り囃子など遠音で聴かせる音から熱気あふれる総踊りの演奏まで、音像の定位を意識した音響空間をデザインしていきます。

効果音

オペレーターの河原田さんと、各効果音のイン・アウトのキッカケ、使用するスピーカーそれぞれのレベルとディレイタイムを調整し、イコライザーと再生レベルなどを決めていきます。

風音と波音：導入の効果音。舞台奥に仕込んだスピーカーをメインに、プロセニアムやサイドコラムなど、客席側のスピーカーにディレイを加え、音の奥行きや広がりをつくる。

雷鳴と雨：激しく燃え盛る人間の欲望と自然界のエネルギーの対比。迫力と定位感。

流れ星：男の願いは…(照明をみてから決めます)

フットマイクとステージ上の吊りマイク

舞台上の演奏や踊り手の声をL/Rの定位感をつくって聴かせる。

～阿波踊りをモチーフとした舞台制作の実際～

その音響的アプローチ～ 久川俊秀

徳島県の郷土芸能である「阿波踊り」、その中でも有名連の一つとして著名な「娯茶平」の演武をモチーフに舞台作品を仕上げる。一つの作品を仕上げていくうえで音響担当者として考慮する点、またどのような視点を持って取り組んでいくのかを実習する。

音響プランニング及びシステム構築に関する留意点

1. 立体的な展開を見せる「阿波踊り」を音響的にも立体的に表現すること。
2. アウトプットシステムは、十分な出力を持つと同時に、舞台全体の景観に極大影響を与えないものとする。
3. ミキシングコンソールは、多チャンネル化する可能性を持った演目に対応できるよう十分な入出力数を有し、シーンメモリーができること。
4. 時間に限りがある中の作業が予想されるため、オートマチックミキシングを含めたデジタル特有の機能を存分に使用し、その効果を発揮すること。

5. 入力、ワイヤレスシステムの使用が必須となるため、そのチャンネルプランには十分な注意を払うこと。
6. 出演者のモニター環境を考慮し、インイヤーマニターの使用も考慮に入れること。
7. 演出サイドと、十分にコミュニケーションを図り、その演出意図の再現のために最大限の努力を払うこと。

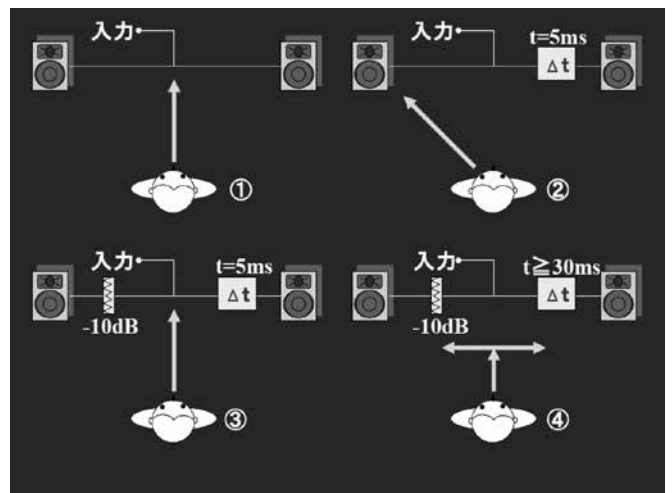
立体的な音響空間を構築するために

- ・電気的な音響システム使用しない空間の場合、演者の立ち位置と音源は一致する。
- ・L/RのFOHシステムのみでは、音源としての奥行きは表現できない。
- ・視覚要素との整合性を図るためには、奥行きを表現するための音の出口が必要。

音像を視覚と一致させるためには演者の動きに合わせて出力を調整する必要がある。

その際、時間と音量差によって定位を定めていくのだが、それには基本的な考え方がある。(図-1)

図1- 音像定位のための基本的な考え方



- ①左右のスピーカーに同一信号を同一レベルで入力した場合、音像は中央に定位。
- ②片側のスピーカーに遅延を加えると音像は遅延の無い方に定位。
- ③片側のスピーカーに遅延を加え、もう片側の音量レベルを下げると音像は中央に定位
- ④③の状態から遅延をさらに増やしていくと音像は左右に分散。

アウトプットシステムの選定

- ①十分な出力と音の到達距離を確保する。
 - ・音を、低域・高域と分離して考えた場合、概ね音圧(迫力)を感じさせるのは低域、定位を感じさせるのは高域となる。これは、人間が音を感じる場合、空気振動を身体で感じる周波数帯が多ければ迫力があると感じ、音に対して敏感な周波数帯で音の出どころを感じるからである。また、音は周波数が高ければ指向性を有し低ければ無指向性に近くなっていくことにも由来する。音は、距離の二乗に比例して減

衰していくがラインアレイ構造を持つシステムは上下方向の指向性を極力小さくすることによって減衰率を小さくしている。このことは、同じパワーアンプ出力でシステムを駆動した場合、音の到達距離が延びることを意味する。

②視覚的要素を大切に

・伝統芸能である「阿波踊り」は、本来電気音響による拡声を行わない催事である。そこに電氣的要素を加え聴衆に対しメッセージを伝えるのであるからアウトプットシステムがその存在を主張し、また見切れ席が発生するような事態は極力避けなければならない。電氣的性能は十分でさらに視覚的に邪魔にならない小型・高能率のシステムを選定する。

ミキシングコンソールの選定

①十分な入出力構成を有すること

・入力数は地方衆の数や踊り子自体が発する声さらに効果音の再生を考慮し、各自1対1のマイクが必要になった場合でも入力できるチャンネル数を持ったものとする。

出力数も、演出によって提案される音の出口の数を網羅できるものとする。さらに会館への運営送りや記録用の録音出力等の数も考慮する。

②デジタルミキシングシステムの機能を最大限に活用する

・演目の時間経過や舞台上のシーンの変遷に伴い各音響的シーンを記憶・再現させることのできるものとする。

・演出や照明と同時進行をしながら作品を仕上げていくことによる時間的制約を考慮しミキシング作業に専念する時間を極力多くするためにミキシングコンソールに付随する付加価値も大いに活用する。

ワイヤレスシステムの運用

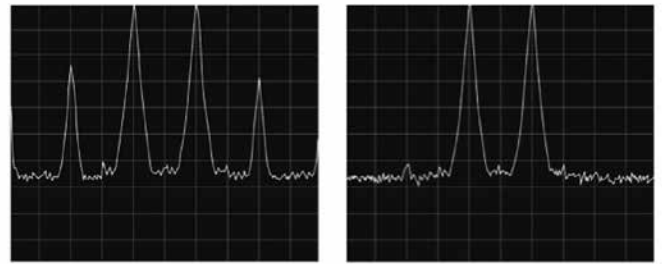
・日常的な「阿波踊り」の公演では、全体的な集音+ソロパートのフォローというマイクアレンジが一般的である。

今回は、演出的に様々な背景を表現するために多くのマイクを使用する場合も考えられる。全体的な演出意図を踏まえ必要なマイクアレンジを施す。また、地方衆が上下花道に分散した場合を考慮しインイヤーマニターの運用も視野に入れる。

ワイヤレスマイクは、原音再生という観点からは有線マイクにその性能を一步譲る。

状況を見て、有線マイクを使用するのかワイヤレスマイクを使用するのかの判断をする。ワイヤレスシステムを多チャンネルで運用する場合は、相互変調歪に十分に注意し安全な運用を心掛ける。(図-2)

図-2 相互変調歪



演出意図を最大限に再現し表現するために

今回のように演出と舞台制作が同時進行する場合、何よりも大切なのはコミュニケーションを密にとることである。その上で、音響的なアプローチを示し着陸点を探していく。また、演者自体にもモニター環境等十分に配慮し上演しやすい環境を整える。

また、演出サイドの要求に対し様々な要因(設備の保有数、予算等)で実現が困難である場合も考えられる。代替え案の提示も含め自身の引き台を多く持つておくことも重要な要素である。舞台は総合芸術である。各セクションが整合性を図りあくまで作品としての仕上がりをより高いレベルに上げていくことが肝要である。

本研修が、その一助になれば幸いである。

ミキシングコンソールのデジタル化にともない音響効果架に収納されていたコンプレッサやノイズゲートなどは、コンソールの各チャンネルに実装されています。

ディレイも機種によっては IN/OUT 全てのチャンネルに実装されているので、音像定位やマイクロフォンやスピーカの距離差で生じるコムフィルタの改善など臨機応変に対応でき、コンソール内に実装された効果機能を理解することで多くの音響的アプローチが可能になりました。

音響用効果機能は主に3種類に分類できます。

時間領域制御機器

ディレイ・ピッチチェンジャ・フランジャー・デジタルリバブ

音量制御

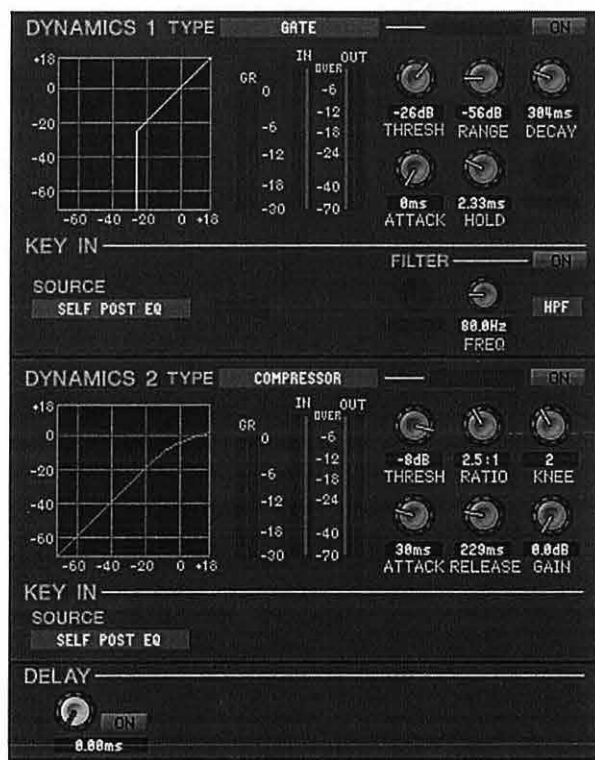
エクスパンダー・コンプレッサ・ノイズゲート・

ノイズゲートの機能例：ダッキングDucking（duckの語源は頭をひょいと下げる意味）

音質制御

グラフィックイコライザ・パラメトリックイコライザ

本研修会では民謡や邦楽の弱音楽器にセットされたマイクロフォンへの打楽器などの回り込みを制御するテクニックを時間領域制御（ダイナミクス）機能を利用して検証します。



写真① ダイナミクスレイヤ

かぶりの制御例



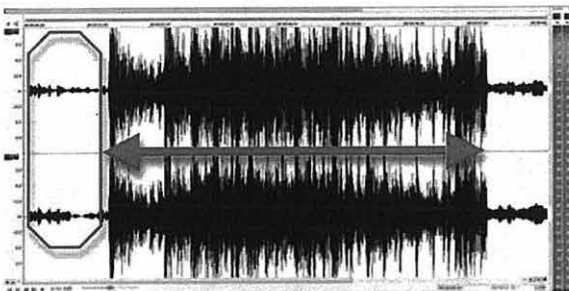
写真②

写真②は岩手県北上市周辺に伝わる鬼剣舞の地方が花道で演奏をしている例であるが、邦楽や民謡では一般的に弱音楽器の笛や尺八にマイクロフォンをセットすることが多い。



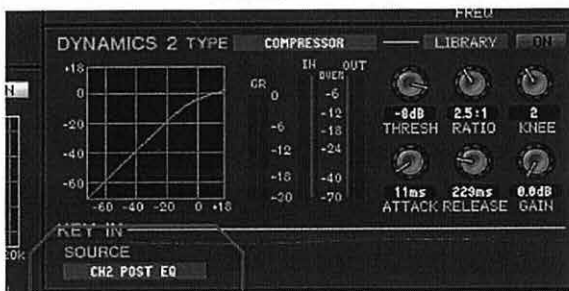
写真③

笛にセットされたマイクロフォンには太鼓の音が回り込むため（写真③）笛を適切な音量にした場合、写真④のように太鼓の音量も増大することになる。



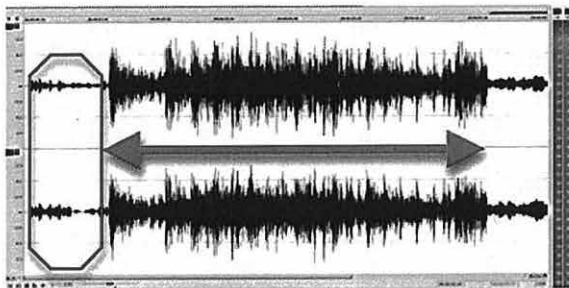
写真④

過大な信号を制御する場合にコンプレッサを使用するが、コンプレッションの制御をする信号（KEY SOURCE）を太鼓にセットされたマイクロフォンのチャンネル（写真⑤）に設定をする。



写真⑤

太鼓のアタック音にコンプレッション動作させることで笛の音は適切な音量で出力可能となる。笛のコンプレッションされた音は太鼓のアタック音にマスキングされ気にはならないが、生音の太鼓との距離感があるので太鼓の音も適度に出力させる。



写真⑥

あわおどり本番用 [あわおどり本番用]

TAP: 120.00 | 11 | 4 | 0 | 0 | 30. 2. 0 | OVR | Name | 0. 1. 1 | 4. 0. 0 | KEY | NO1 | 1.5 | 0

名前

(本フォルダ)

- OSE_0 風クラ.wav
- OSE_1 機門の音源.wav
- OSE_2a 風音.wav
- OSE_2b 風音-2.wav
- OSE_3a 音源-1.wav
- OSE_3b 音源-2.wav
- OSE_4a 風-1.wav
- OSE_4b 音-2.wav
- OSE_5 機輪の音と波音.wav
- OSE_5a 波音.wav
- OSE_5b 機輪 (-5).wav
- OSE_5c 波音 (超々-9).wav
- OSE_6 流れ音-1.wav
- OSE_6 流れ音-2.wav

A	B	C	D	A'	Master
OSE_0 風クラ	OSE_1 機門の音源	OSE_2a 風音			1
					2
					3
					4
					5
					6
					7
					8
					9
					10
					11
					12
					13
					14
					15
					16
					17
					18
					19
					20
					21
					22
					23
					24
					25
					26
					27
					28
					29
					30
					31
					32
					33
					34
					35
					36
					37
					38
					39
					40
					41
					42
					43
					44
					45
					46
					47
					48
					49
					50
					51
					52
					53
					54
					55
					56
					57
					58
					59
					60
					61
					62
					63
					64
					65
					66
					67
					68
					69
					70
					71
					72
					73
					74
					75
					76
					77
					78
					79
					80
					81
					82
					83
					84
					85
					86
					87
					88
					89
					90
					91
					92
					93
					94
					95
					96
					97
					98
					99
					100

Master

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

出力チャンネル

このセリウタで、トラックの出力チャンネルまたはサブカテゴリを選択します。さらに一般的な設定については、このセリウタに表示されるオプションに先立ち、上の出力タイプセリウタから確認する必要があります。

使用可能な出力は、このトラック（オーディオまたはMIDI演奏）の設定内容により異なります。

クリップが選択されていません

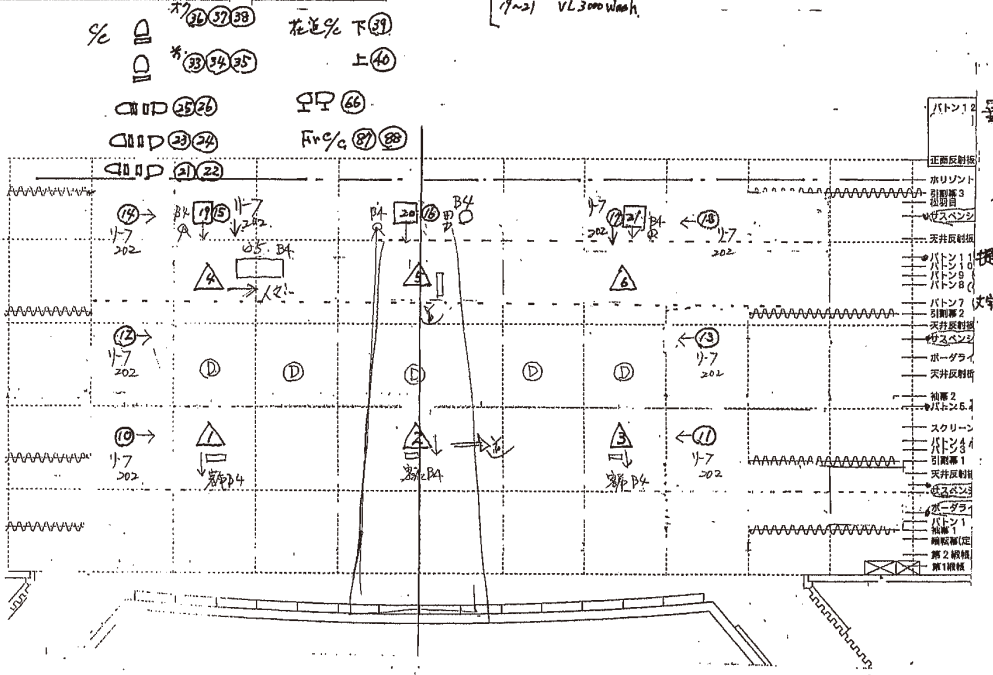
Step Caps

Cue Out

Master Out

Master

LH
Foot
DTS
7.5ト3.1.



	1	2	3	4	5	6	(DTS)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	(Foot)	19	20	21	(LH)
色	B4			B4	202	110	202	202	202	202	202	202	202	B4	202	202	B6		B4		23
初					上	中	下	1-7	1-7	1-7	1-7	1-7	1-7	1-7	1-7	1-7					
階				12	12	12	12														

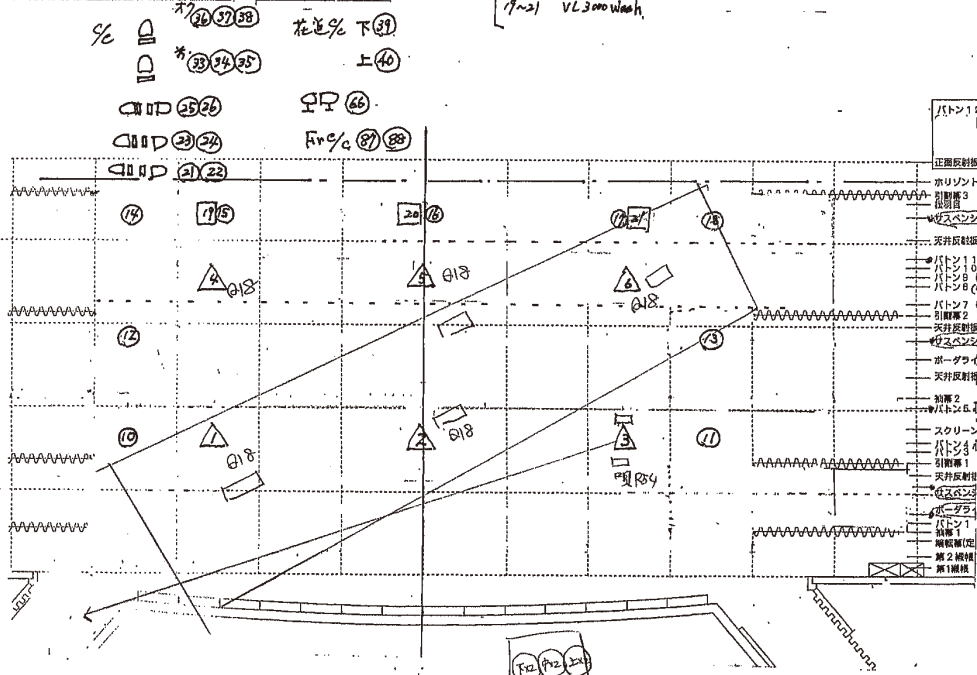
床	高	914	Remarks	Follow															Foot.			
1			入口透明。大量 中間 close. 屋根/100																			
2	10"		屋根開口(5相) 屋根 1/4 Blue の仕様 上奥の 開口用 rec.																			
3	6"		開口 open. 屋根 中間 open. 屋根 開口 103																			
4	10"		開口 Full open. 屋根 開口 103																			
5	30"		開口 openity. 屋根 開口 103 未明 → 朝用																			
朝用	6	20"	屋根 開口 103 開口 103																			
朝用	7	20"	屋根 開口 103 開口 103																			
楽場	8	10"	上下花道 Sus/Up																			
	9	0"	1/4																			
下	10	3"	下年 Group (3味)																			
	11	0"	1/4 = 9																			
中	12	3"	中央 Group (大鼓) 屋根																			
	13	0"	1/4 = 10																			
上	14	3"	上年 Group (鉦 → 全研)																			
鎖	15	6"	全員の開口 屋根																			
去	16	6"	1/4 楽場用																			

LH

Foot

DTS

5. フライ



- パト10
- パト11
- パト12
- パト13
- パト14
- パト15
- パト16
- パト17
- パト18
- パト19
- パト20
- パト21
- パト22
- パト23
- パト24
- パト25
- パト26
- パト27
- パト28
- パト29
- パト30
- パト31
- パト32
- パト33
- パト34
- パト35
- パト36
- パト37
- パト38
- パト39
- パト40
- パト41
- パト42
- パト43
- パト44
- パト45
- パト46
- パト47
- パト48
- パト49
- パト50
- パト51
- パト52
- パト53
- パト54
- パト55
- パト56
- パト57
- パト58
- パト59
- パト60
- パト61
- パト62
- パト63
- パト64
- パト65
- パト66
- パト67
- パト68
- パト69
- パト70
- パト71
- パト72
- パト73
- パト74
- パト75
- パト76
- パト77
- パト78
- パト79
- パト80
- パト81
- パト82
- パト83
- パト84
- パト85
- パト86
- パト87
- パト88
- パト89
- パト90
- パト91
- パト92
- パト93
- パト94
- パト95
- パト96
- パト97
- パト98
- パト99
- パト100

色	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
103	103	103	103	103	103	#18															
初						F Top															
中						M Top															
後						B Top															
追						DTS															
追	17	6"	降三味+唄. 降調																		
又	18	4"	疾疾. 後の. 降調																		
追	19	6"	女連-引びin																		
	20	4"	合衆中央口																		
	21		降Group																		
	22		中央Group																		
	23		上Group																		
in	24	15"	男in → 提灯Down																		
	25	10"	華カキり																		
自	26	0"	Ar. プリム人止stop Motion																		
利	27	4"	雨に降																		
	28	10"	男の掛け声 = 24																		
	29	Ar	中4. 7. カ. 高亮の提灯in																		
	30	Ar	火気客席へ. 客席中																		
	31	10"	舞台暗く提灯up																		
	32	6"	SE風吹																		
	33	10"	星up																		
	34	6"	犬in → 流し星																		
	35	12"	再び音in / 全体照明																		
	36	6"	B.O. 37. カ. 降																		

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」と舞台技術



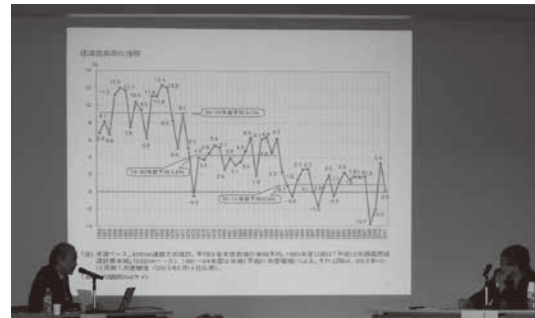
講師
松本 辰明

1952年熊本県生まれ。早稲田大学第一文学部仏文科卒業後、民間企業勤務を経て、1979年東京都庁入都。教育庁、生活文化局国際交流部、同部バリ事務所、企画審議室調査部、政策報道室報道課等に勤務後、港区役所障害保健福祉課長、区民広報課長等を歴任。その後、東京都住宅局滞納整理担当課長、同局免許課長、生活文化局男女平等参画室長を経て、2007年より東京文化会館副館長に就任。これまで教育、文化、国際関係、広報、障害福祉、住宅などの行政分野を担当。また、2007年より社団法人全国公立文化施設協会常務理事を兼務。



講師
草加 叔也

1957年、岡山県倉敷市生まれ。劇場・ホールなど演出空間を中心に基本構想から施設計画、そして管理運営計画（指定管理者選定支援業務を含む）など劇場コンサルタントとして「銀座セゾン劇場」「広島市民文化創造センター」「森下スタジオ」「福岡シティ劇場」「富山市芸術文化ホール」「新潟市民芸術文化会館」「長久手町文化の家」「可児市文化創造センター」「足立区シアター1010」「国立劇場おきなわ」「武豊町民会館」「高松市文化芸術ホール」「兵庫県立芸術文化センター」「ミュゼザ川崎シンフォニーホール」「芸能花伝舎」など各地の劇場施設づくりに関わるとともに、ピーター・ブルック、レフ・ドージン、ユリー・リビュー・モフ、ピナ・バウシュ、アリアーヌ・ムニューシュキンなどによる演出作品の日本公演で技術監督として直接上演活動に携わる。1989年には芸術家在外研修員として渡英。現在、劇場コンサルタント/空間創造研究所代表として活動。その他には、全国公立文化施設協会アドバイザーなどを務める。



全国劇場・音楽堂等技術職員研修会
プログラム5

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
と
舞台技術

メニュー

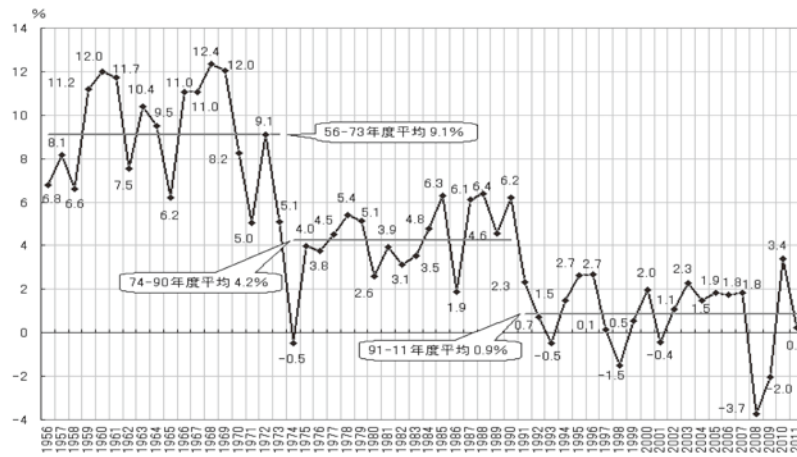
- はじめに
- 「劇場法制定の意義と今後の課題」
（社）全国公立文化施設協会 常務理事 松本 辰明
- 「劇場法等における舞台技術に関する論点と今後の課題」
（有）空間創造研究所 代表 草加 叔也
- 質疑応答
- まとめ

はじめに

- 我々は今どういう時代に生きているのか？
 - ・ 長引く経済の停滞、少子高齢化、社会的連帯の希薄化、コミュニティの衰退・地域間格差、社会的貧困と格差社会の進行
- 公立文化施設を取り巻く環境の変化と現状はどうなっているか？
 - ・ 制度改革、公立文化施設の現状、
- 東日本大震災は公立文化施設にどのような影響を与えているか？
 - ・ 東日本大震災発生と復興、
- 劇場法の成立によって何が変わるのか？

◆今我々はどういう時代に生きているのか？

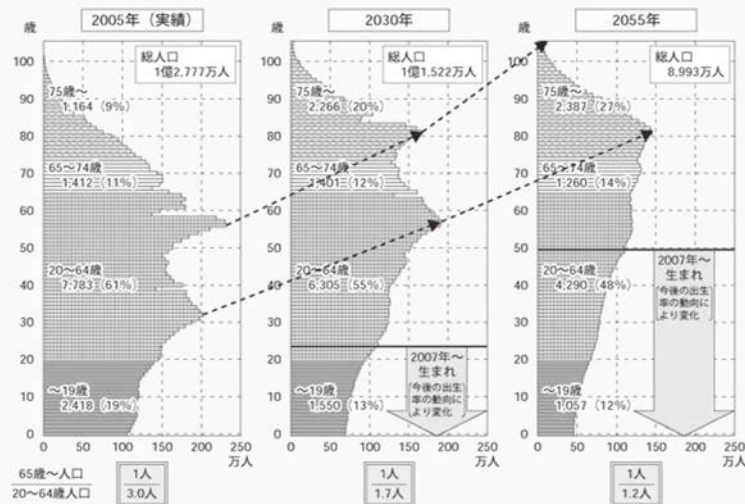
経済成長率の推移



(注) 年度ベース。93SNA連鎖方式推計。平均は各年度数値の単純平均。1980年度以前は「平成12年版国民経済計算年報」(63SNAベース)、1981～94年度は年報(平成21年度確報)による。それ以降は、2012年10～12月期1次速報値(2013年2月14日公表)。

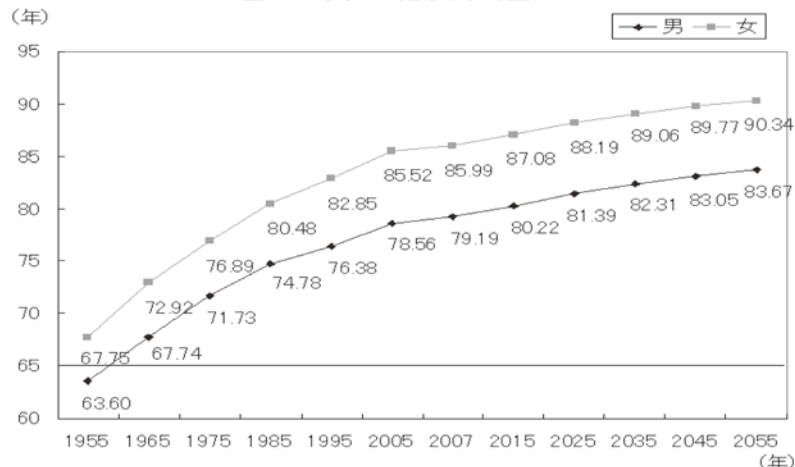
(資料)内閣府SNAサイト

図表2-1-1 人口ピラミッドの変化



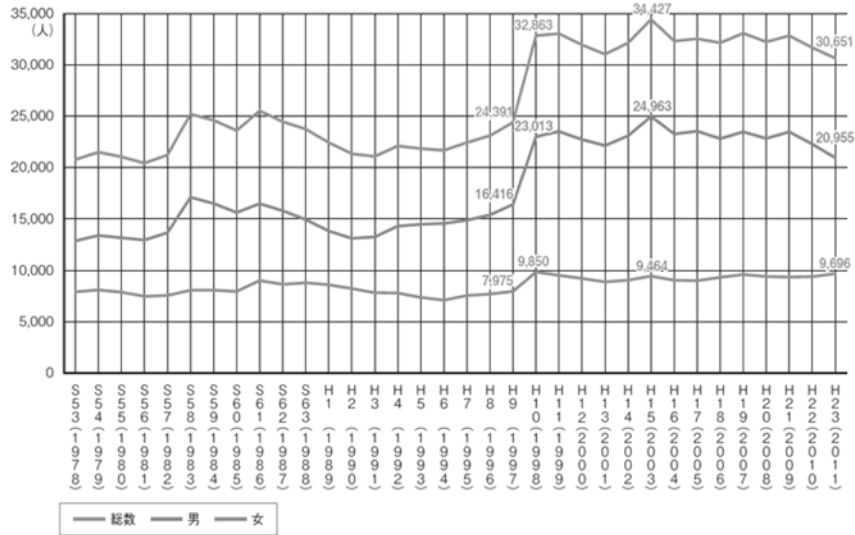
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計) 中位推計」
 (注) 2005年は総務省統計局「国勢調査報告」に基づき、年齢「不詳人口」を按分補正した人口による。

図1 平均寿命の推移と将来推計



資料：2005年までは、厚生労働省「完全寿命表」、2007年は厚生労働省「簡易寿命表」
 2015年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」の
 出生中位・死亡中位仮定による推計結果

自殺者数の推移(自殺統計)



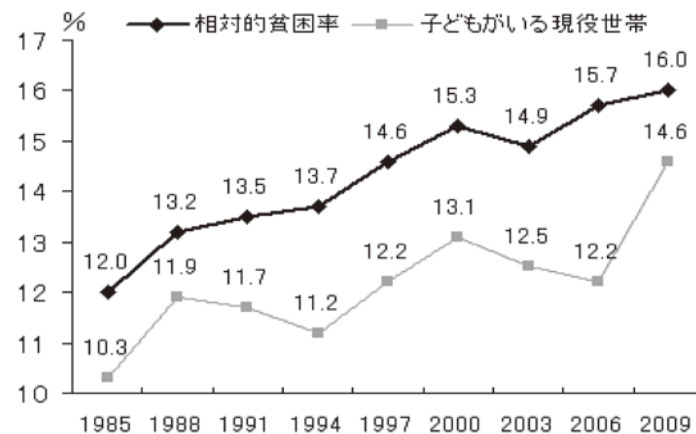
資料：内閣府・警察庁「平成23年中における自殺の状況」

地域別限界自治体の将来予測

	市町村数	限界自治体数		
		2000年	2015年	2030年
北海道	212		1	5
東北	510		6	13
関東	535		7	8
北関東	267		7	7
南関東	268			1
北陸	111		1	7
中部	450	1	4	17
近畿	323		1	4
中国	318		12	28
四国	216		15	30
九州・沖縄	570		4	31
全国合計	3,245	1	51	143

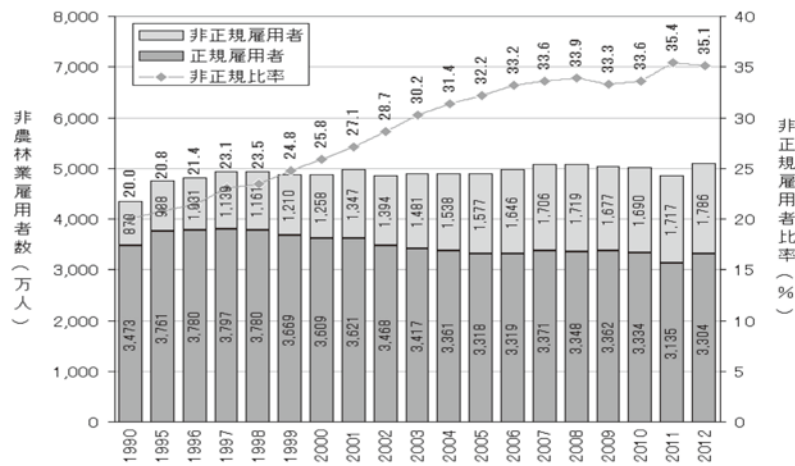
出典は『農業と経済』2005年5月号

相対的貧困率の年次推移



(注) 子どもは17歳以下の者、現役世帯は世帯主が18～65歳未満の世帯
 (資料) 厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査の概況」

正規雇用者と非正規雇用者の推移



(注) 非農林業雇用者(役員を除く)が対象。1～3月平均(2001年以前は2月)。非正規雇用者にはパート・アルバイトの他、派遣社員、契約社員、嘱託などが含まれる。2011年は岩手・宮城・福島を除く。

(資料) 労働力調査

◆公立文化施設を取り巻く環境の変化と現状はどうなっているか？

○制度改革

(1) 指定管理者制度

- ・ 行政全体の「官から民へ」の流れの一環
- ・ 2003年の地方自治法(244条の2)改正
- ・ 導入前は直営または公共的団体への管理委託のみに限定
- ・ 公共的団体に加えて、民間事業者やNPO法人等の参入が可能となった。
- ・ 地域における芸術文化振興を第一義に置きつつ、多様化する住民ニーズ、サービスの向上、経費節減等
- ・ 指定管理期間は短いところで2年から5年、長いところで8年
- ・ 第一期は非公募も多かったが、徐々に公募が増加
- ・ 制度導入の主眼が効率性や経費縮減になっている傾向
- ・ 公共性や公益性が阻害される可能性
- ・ 施設の中長期的な人材育成ができない

- (2) 公益法人改革
 - ・ 2006年5月公益法人改革関連3法成立、2008年12月法施行
 - ・ 財団法人、社団法人は5年以内に一般法人か公益法人を選択
 - ・ 公益性が厳しく審査される。
 - ・ 公益法人になった場合に、税制優遇等のメリットがある。
 - ・ 公立文化施設を運営する財団法人に影響
- (3) その他
 - ・ 1999年 特定非営利活動法人促進法(NPO法)
 - ・ 1999年 PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)
 - ・ 2001年 文化芸術振興基本法
 - ・ 2004年 市町村合併特例法 3000→2000以下
 - ・ 2012年 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
 - ・ 2013年 法律に基づく「指針」(予定)

○公立文化施設の現状

(1) 現況

① 名称

公会堂、公民館、文化会館、劇場、音楽堂、県民・市民会館、文化センター、生涯学習センターなど

② 設置状況

- ・ 1960年代から全国で公立文化施設の整備が進み、特に1980年代以降に大きく増加
- ・ 現在約2200施設(民間文化施設を含めると約3000施設)
- ・ 設置者: 都道府県 8.6%、政令市 8.9%、市区町村立が 80.7%、その他 1.8%
- ・ 全国ほとんどの地域に立地

② 管理運営主体

- ・ 直営 48.6%
- ・ 指定管理者 49.6%
- ・ その他(普通財産、財団所有など) 1.8%

③ 指定管理者種別

- ・ 公共的団体単独 65.5%
- ・ 民間事業者単独 13.2%
- ・ 複数民間事業者の共同事業体 10.4%
- ・ NPO法人 5.3%
- ・ 公共的団体と民間事業者の共同事業体 4.6%
- ・ その他 1%

(2) 公立文化施設の特徴

- ① 施設形態、規模、種別が多様
- ② コストが大きい、収支バランスがとりにくい
- ③ 事業内容に応じて専門性が求められる
- ④ 様々な制約(人員、人材、財源等)
- ⑤ 施設設備の定期的な更新や改修が重要

(3) 事業実施状況

- ・ 自主事業を年1回以上展開している施設は7割超
- ・ 1館平均で薬10本の自主事業(買取公演65%、制作型公演35%)
- ・ 公演のジャンルとしては音楽が多く全体の半分程度
- ・ その他芸術(教育)普及型事業(20%)や市民参加型事業(30%)を行う施設も増加
- ・ フランチャイズ劇団・楽団を設置(3.6%)

◆東日本大震災は公立文化施設にどのような影響を与えているか？

○東日本大震災の影響

(1) 被害報告のあった施設(会員)

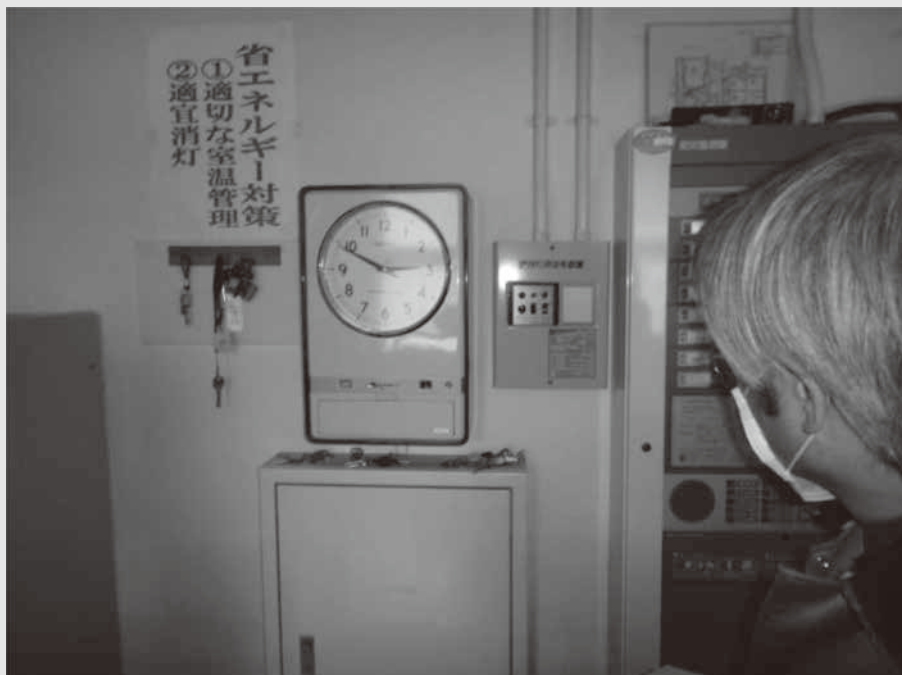
- 16都県・278施設(H23年6月13日報告)

(2) 主な被害

- 施設・設備上の被害
 - ・天井落下・破損
 - ・舞台設備の破損
 - ・壁、ガラス等の破損・亀裂
 - ・給排水管等の破損
 - ・津波による流失・全損壊 など
- 人的被害・公演等への影響
 - ・施設での死者: 天井落下、津波による死亡4名(民間施設)
 - ・公演中止・延期: 施設損壊、電力不足、原発事故の影響による演奏家等のキャンセル、自粛等

(3) 被災施設での課題

- ① 施設・設備の復旧・修復
 - 施設の取組
 - 設置者(自治体)の取組
 - 国の支援
- ② 運営上の困難
 - 利用料金制施設では運営資金不足、職員の雇用 確保
- ③ 文化芸術活動
 - 長期にわたる事業休止
 - ・施設使用不能、資金不足、アーティスト不足等
 - ・ホールを使わない事業展開(避難所、仮設住宅、アウトリーチ等)
 - 民間芸術団体等の支援活動
 - ・現地ニーズとのミスマッチ、受入側の負担
 - 企業、民間助成団体等の助成
 - ・施設間の格差
- (4) 今後の施設復興と活動のあり方
 - 復旧そして創造的復興
 - 活動のあり方
 - 連携のあり方
 - 施設の安全対策(天井落下防止等)
 - リスクマネジメントの確立





◆劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の成立によって何が変わるのか？

○劇場法制定の経過

- (1) これまでの法制定検討経過
 - ・ 文化芸術基本法制定から10年
 - ・ 第1次～第3次基本の方針
 - ・ 文化庁検討会まとめ
- (2) 法案審議・成立
 - ・ 音楽議員連盟での議員立法
 - 4月26日音議連総会 法案提示
 - 6月21日衆院可決成立、
 - 6月27日公布・施行
- (3) 法律に基づく「指針」
 - ・ 10月「指針」案公表・意見募集
 - ・ 平成25年2月「指針」決定
- (4) 公文協の対応
 - ・ 課題検討委員会設置・検討・提言
 - ・ 各館からのアンケート実施

○法律の趣旨と構成

- ① 趣旨
 - ・ 我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等(以下「劇場、音楽堂等」という。)に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社の実現等に寄与する。
- ② 構成
 - ・ 総則
 - 劇場、音楽堂等を設置する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に協力することを明確にする。(1条～9条)
 - ・ 基本的施策
 - 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。(10条～15条)
 - ・ 指針
 - 劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を文部科学大臣が作成することができる。(16条)

○ 法律の概要

○前文

- ・文化芸術を継承し、創造し、発信する場、絆を形成するための地域文化拠点
- ・新しい広場として地域コミュニティの創造と再生を通じた地域の発展を支える機能
- ・国際文化交流の機能／世界への窓／公共財
- ・実演芸術の継承発展／人材の養成の強化／大都市と地方の格差改善
- ・各団体機関の連携／短期的経済効率性ではなく施策の長期的かつ継続的な視点
- ・施策の総合的な推進→心豊かな国民生活と活力ある地域社会の実現、国際社会の調和ある発展

○総則

- ・1条(目的)活性化・実演芸術の向上→事業、役割、基本施策→国民生活・地域・国際社会
- ・2条(定義)劇場、音楽堂等と実演芸術 施設と人的体制→創意と知見をもって実演芸術の公演企画実施・一般公衆に鑑賞
- ・3条(事業)①～⑦と⑧ 文化芸術事業・地域社会・共生社会実現に資する事業
- ・4条(設置・運営者の役割)
- ・5条～7条(実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割)
- ・8条(相互の連携・協力等、9条(国、地方公共団体の措置))

○基本的施策

- ・10条(高い水準の実演芸術の振興のための国の施策)
- ・11条(国際的な交流の促進のための国の施策)
- ・12条(地域の実演芸術の振興のための地方公共団体の施策と国の支援施策)
- ・13条(人材の養成と確保等)
- ・14条(国民の関心と理解の増進)、15条(学校教育との連携)
- ・16条(事業の活性化に関する指針)

(6) 法律制定の意義と課題

- ・ これまで脆弱であった公共ホールの根拠法といえるものがとりあえず制定された。
- ・ 大きな一歩であることは間違いない。
- ・ しかし、具体性や実効性に乏しく、すぐに何かが変わるわけではない。
- ・ この一歩を確かな次の一歩につなげていく継続的な取組が必要である。
- ・ 当面は「指針」に、より具体的な内容を盛り込んでいくことが重要である。
- ・ 「指針」が作成されたのち、さらに国に対する予算措置や施策策定等の働きかけと、地方公共団体に対する法律を踏まえた対応と措置を強力に促していかなければならない。
- ・ 同時に、我々の意識改革と創意工夫、取組姿勢が一層問われる。

劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針(案)

前文

第1 定義

第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

1. 運営方針の明確化に関する事項
2. 質の高い事業の実施に関する事項
3. 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項
4. 普及啓発の実施に関する事項
5. 関係機関との連携・協力に関する事項
6. 国際交流に関する事項
7. 調査研究に関する事項
8. 経営の安定化に関する事項
9. 安全管理等に関する事項
10. 指定管理者制度の運用に関する事項

第3 国、地方公共団体の取組等に関する事項

1. 国の取組に関する事項
2. 地方公共団体の取組に関する事項
3. その他の関係機関の協力に関する事項

法と指針案比較

法律

- 前文
- 総則
 - ・1条(目的)活性化・実演芸術の向上→事業、役割、基本施策→国民生活・地域・国際社会
 - ・2条(定義)劇場、音楽堂等と実演芸術
 - ・3条(事業)①～⑦と⑧ 文化芸術事業・地域社会・共生社会実現に資する事業
 - ・4条(設置・運営者の役割)
 - ・5条～7条(実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割)
 - ・8条(相互の連携・協力等)、9条(国、地方公共団体の措置)
- 基本的施策
 - ・10条(高い水準の実演芸術の振興のための国の施策)
 - ・11条(国際的な交流の促進のための国の施策)
 - ・12条(地域の実演芸術の振興のための地方公共団体の施策と国の支援施策)
 - ・13条(人材の養成と確保等)
 - ・14条(国民の関心と理解の増進)、15条(学校教育との連携)
 - ・16条(事業の活性化に関する指針)

指針案

- 前文
- 第1 定義
- 第2 設置者又は運営者の取組に関する事項
 - 1. 運営方針の明確化に関する事項
 - 2. 質の高い事業の実施に関する事項
 - 3. 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項
 - 4. 普及啓発の実施に関する事項
 - 5. 関係機関との連携・協力に関する事項
 - 6. 国際交流に関する事項
 - 7. 調査研究に関する事項
 - 8. 経営の安定化に関する事項
 - 9. 安全管理等に関する事項
 - 10. 指定管理者制度の運用に関する事項
- 第3 国、地方公共団体の取組等に関する事項
 - 1. 国の取組に関する事項
 - 2. 地方公共団体の取組に関する事項
 - 3. その他の関係機関の協力に関する事項

エピローグ

◆これからの公立文化施設の役割

- 社会機関としての機能
 - ・地域の活性化への貢献(復興と創造への貢献)
 - ・社会包摂(インクルージョン)
- 文化芸術振興のための地域拠点
 - ・地域の持つ資源
 - ・地域の特性とニーズに応じた創造性の発揮
 - ・国際的な発信力
- 緊急時・非常時への対応
 - ・リスクマネジメント(日常の延長)
 - ・ネットワークづくり
- 疲弊した日本を地域から元気にしていく推進力

平成24年度「全国劇場、音楽堂等技術職員研修会2013」
プログラム5



「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」と舞台技術

草加叔也(空間創造研究所) | 20130308

舞台技術に関わるトピックス

1968年6月15日文化庁設置

2001年12月7日文化芸術振興基本法

2002年12月10日文化芸術の振興に関する基本的な方針(第1次基本方針)

2003年 9月2日地方自治法244条の2改正

2007年 2月9日文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)

2008年 2月1日「アートマネジメント人材等の育成及び活用について」

2011年 2月8日文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)

2012年1月13日劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ

2012年6月27日劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

2013年 (予定)活性化法16条「指針」策定

公立文化施設の目指す方向

◎舞台芸術や音楽芸術作品の創造及び発信型施設

◎市民や地域の文化芸術活動の支援
(鑑賞、普及、育成等)型施設

◎地域の文化芸術拠点として機能すると共に、地域の利
用ニーズを担う多機能型施設

◎施設が備える機能を提供することで、地域の賑わいづく
りに貢献する多目的施設

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第1次基本方針)

第2文化芸術の振興に関する基本的施策

5. 芸術家等の養成及び確保等

- 学芸員、舞台技術者・技能者、文化財修理技術者等の専門性の向上を図るための資格の在り方について検討を進める。
- 伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、文化施設や文化芸術団体の管理運営者、企画・管理担当者(アートマネージャー)、舞台技術者、技能者、学芸員など、文化芸術活動に携わる幅広い人材の養成及び確保、資質向上のための研修の充実を図る。

10. 文化施設の充実等

(1)劇場、音楽堂等の充実

- 劇場、音楽堂等における活動に不可欠な企画・管理担当者、舞台技術者・技能者、文化施設の職員等の資質向上のための研修の充実を図る。

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)

第1 文化芸術の振興の基本的方向

3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項

(1)重点的に取り組むべき事項

い)日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成

多様で優れた文化芸術の継承、発展、創造を担う専門的人材の育成は、分野やレベルに応じて、様々な文化芸術団体、教育機関等が担っている。これらの関係機関が連携・協力を図り、それぞれの分野の動向を踏まえた計画的・系統的な人材育成を促進するとともに、優れた人材が自らの才能を伸ばし、能力を最大限発揮できる環境を整備する必要がある。

特に、文化芸術活動を支えるためには、文化施設や文化芸術団体の企画、運営及び文化芸術と国民とを結び付ける業務等を行うアートマネジメント担当者や舞台技術者等の人材の育成を図る必要がある。

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

5. 芸術家等の養成及び確保等

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手として優秀な人材を得ることが不可欠であることから、次の施策を講ずる。

- 伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者、技能者、学芸員など、幅広い人材の養成及び確保、資質向上のための研修を充実させ、文化芸術活動を担う人材の育成を図る。

10. 文化芸術拠点の充実等

(1)劇場、音楽堂等の充実

劇場、音楽堂等が、優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の身近な文化芸術活動の場として積極的に活用され、その機能・役割が十分に発揮できるよう、次の施策を講ずる。

- 各地域の劇場、音楽堂等の創造活動等への支援、芸術家やアートマネジメント担当者、舞台技術者等の配置等の支援、情報の提供などを充実するとともに、他の劇場、音楽堂、学校等と連携した活動を促進する。
- 劇場、音楽堂等における活動に不可欠なアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、文化施設の職員等の資質向上のための研修の充実を図る。

「アートマネジメント人材等の育成及び活用について」 審議経過報告

はじめに

◎特に、文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項の一つとして、「日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成」が挙げられており、専門的人材の計画的・系統的な育成を促進するとともに、優れた人材が自らの才能を伸ばし、能力を最大限発揮できる環境を整備することが重要な政策課題となっている。

◎文化審議会文化政策部会では、このような認識に立って、これまで政策的な検討が十分ではなかった「アートマネジメント及び舞台技術に関する人材育成及び活用について」並びに「芸能実演家(音楽、舞踊、演劇等の分野における実演家)等及びメディア芸術に関する人材育成について」をテーマに検討することとした。

審議に際しては、第2次基本方針において、「特に、文化芸術活動を支えるためには、文化施設や文化芸術団体の企画、運営及び文化芸術と国民とを結び付ける業務等を行うアートマネジメント担当者や舞台技術者等の人材の育成を図る必要がある」とされていることや、これらの人材の育成及び活用が欧米先進諸国と比較して低い水準にあり、優れた文化芸術であっても継続的に実施することができず、国内外に発信したり後世に伝えていくことが困難な状況を招いていることも踏まえ、まず、アートマネジメント及び舞台技術に関する人材(以下「アートマネジメント人材等」という。)の育成及び活用について検討を進めてきた。

「アートマネジメント人材等の育成及び活用について」 審議経過報告

1. アートマネジメント人材等の育成及び活用方策の基本的な考え方

(2)アートマネジメント人材等の育成及び活用の必要性

- また、劇場・音楽堂等において、照明、音響、舞台機構操作等の業務に従事する舞台技術者は、質の高い舞台芸術の創造や公演を安全かつ円滑に運営する上で不可欠な人材であり、アートマネジメントに携わる人材と同様、文化芸術活動を支える上で重要な役割を担っている。
- これらのアートマネジメント人材等については、我が国の場合、大学学部・大学院、短期大学、専門学校等(以下「大学等」という。)における専門的な教育の歴史も浅く、未だ質・量ともに分野に偏りがある、文化施設や文化芸術団体等での育成も十分ではないとの指摘がある。また、文化施設や文化芸術団体等においてアートマネジメント人材等を登用し、その能力を十分に発揮させるなどの人材の活用面にも課題が多いとの指摘がある。文化芸術活動を支え、発展させていく上で、アートマネジメントの重要性が高まってきている中、アートマネジメント人材等の育成及び活用を図るための方策を講ずることが急務になっている。

「アートマネジメント人材等の育成及び活用について」 審議経過報告

1. アートマネジメント人材等の育成及び活用方策の基本的な考え方

(3)アートマネジメント人材等に求められる資質・能力

◎アートマネジメント人材等の職務内容は多岐にわたり、その態様も様々であるが、アートマネジメント人材等の育成に当たっては、文化芸術活動の現場の需要を踏まえつつ、例えば、次のような点を重視した資質・能力の向上を図る必要がある。

- 舞台技術者については、質の高い舞台芸術の創造や公演を安全かつ円滑に運営する能力

「アートマネジメント人材等の育成及び活用について」 審議経過報告

2. アートマネジメント人材等を巡る現状と課題

(4)舞台技術において顕著な課題

- ◎ 1980年代以降、公立文化施設の設置数が増え、公演の形態もその都度スタッフを雇うという形に舞台制作の在り方が変化した結果、舞台技術者の継続的な育成が難しくなっている。また、舞台技術に関する共通のルールが未整備で、そのノウハウが劇場・ホール等で蓄積されておらず、安全管理上の問題などが生じる恐れがあるとの指摘もある。
- ◎ 熟練した舞台技術者は団塊の世代に多く、今後大量に引退が見込まれる中で、必ずしもその技術や経験を受け継ぐ若手人材が育っていない。
- ◎ 舞台芸術における上演施設、演出空間の高機能化、演出の多様化等に伴い、舞台の機材や技術の改良・発達が進んでおり、舞台技術者が新たな機材や技術に的確に対応していくことが求められている。
- ◎ 指定管理者制度の導入に際して、公立文化施設の設置者の中には、上演施設の維持管理、運営に際して舞台技術専門家の重要性をあまり認知しておらず、必ずしも専門性の高い舞台技術専門家の配置を条件付けていないところがあり、専門家の人材配置や研修機会の確保が妨げられる傾向にあるのではないかと懸念が広がっている。
- ◎ 舞台芸術を裏から支え業績を上げている舞台技術者に光が十分当たっておらず、モチベーションの維持・向上も課題となっている。

「アートマネジメント人材等の育成及び活用について」 審議経過報告

3. アートマネジメント人材等の育成及び活用に向けた具体的な方策

(1)アートマネジメント人材等の計画的・体系的な育成

i)大学等における人材養成の充実

舞台技術者の継続的な育成を図るため、安全管理の問題などをはじめ舞台技術者に求められる共通の知識・技能などを体系的・総合的にまとめた教材の編纂を検討する必要がある。

ii)現職研修の充実

舞台技術の急速な進展に対応して、舞台芸術の創造や公演を安全かつ円滑に運営するため、定期的に舞台技術者の研修を行っていく必要がある。

(2)文化芸術機関におけるアートマネジメント人材等の活用の推進

舞台技術の手法やノウハウを蓄積して、それらの継続性を確保する観点から、舞台技術の認定制度の在り方を検討する必要がある。

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

重点戦略2:文化芸術を創造し、支える人材の充実

優れた文化芸術を創造する人材や、劇場、音楽堂、美術館、博物館等の文化施設や文化財に関わり、専門的な技能をもって支える人材について、研修機会等の支援策を充実するとともに、そうした人材が能力を最大限に発揮できる環境を整備する。

これらの取組を通して、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実に努め、もって我が国文化芸術の永続的な継承・発展を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 雇用の増大を図ることも念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

4. 芸術家等の養成及び確保等

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手として優秀な人材を得ることが不可欠であることから、次の施策を講ずる。

- ・ 伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、美術館、博物館における学芸員・各種専門職員等、幅広い人材の養成及び確保、資質向上のための研修を充実させ、文化芸術活動を担う人材の育成を図る。

9. 文化芸術拠点の充実等

(1)劇場、音楽堂等の充実

劇場、音楽堂等が、優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の身近な文化芸術活動の場として積極的に活用され、その機能・役割を十分に発揮できるよう、次の施策を講ずる。

- ・ 各地域の劇場、音楽堂等の創造活動や、芸術家、アートマネジメント担当者、舞台技術者等の配置・研修等への支援、情報提供等を充実するとともに、他の劇場、音楽堂、学校等と連携した活動を促進する。

劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ 我が国の劇場、音楽堂等の現状

- 専門人材 | 舞台技術職員、事業を企画制作する職員等の専門的な職員を配置しているものが想定される。
- 利用活動 | 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術だけでなく、スポーツや各種行事等、多目的に利用される施設として設置されている場合が多い。
- 貸館中心 | 自主制作や買取公演を行ったりする場合もあるが、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。
- 文化経費 | 地方公共団体の芸術文化経費は平成5年度以降減少傾向にある。
- 指定管理 | 地方公共団体が設置する文化施設のうち指定管理者制度を導入している施設は約半数。年々増加傾向にある。
- 指定期間 | 指定期間が4年以上の施設数は年々増加してきており、指定管理期間の長期化が進んでいる。

劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ 我が国の劇場、音楽堂等の課題

- 機能齟齬 | その施設が有している機能が十分に発揮されていない。
- 地域格差 | 地方において多彩な文化芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している。
- 連携不足 | 劇場、音楽堂等と文化芸術団体との連携等が必ずしも十分ではない。
- 人材養成 | 専門性を身につけるための人材養成に課題がある。
- 観客開拓 | 観客の高齢化、固定化が進行し、潜在的観客を開拓し、裾野を広げる必要がある。
- 管理中心 | 職員の主たる業務が、公演に係る業務ではなく、施設管理に係る業務になっている場合もある。
- 効率重視 | 指定管理者制度の導入により、経済性や効率性を重視するあまり、施設運営が困難になっている状況も見受けられる。

劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ

5. 劇場、音楽堂等の運営に係る留意事項等～より良い運営を目指して

(1) 劇場、音楽堂等に係る専門的な能力を有する人材の確保

○ 劇場、音楽堂等に配置される人材に求められる専門的な能力は、主に以下のようものが考えられる。

i) 事業の企画制作等に係る能力

劇場、音楽堂等において行われる公演や教育普及活動等の事業に関し、様々なニーズを把握し、我が国の文化芸術の水準を高めるものを企画制作し、提供することができる能力。

ii) 舞台設備等に係る技術力

舞台、照明、音響等の舞台設備を適切に管理し、安全を確保するとともに、高度な演出等を行う技術力。

iii) 運営に係る能力

劇場、音楽堂等の観客を開拓し、養成する能力(マーケティングに係る能力)や、その施設で行われている文化芸術活動の意義を議会、行政機関、住民等に対する確に説明する能力(アカウントビリティに係る能力)、行政機関や企業、個人等から継続的に支援を獲得する能力(ファンドレイジングに係る能力)、適正な会計処理や多様な就業形態及び人材配置に対応できる管理能力。

劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ

5. 劇場、音楽堂等の運営に係る留意事項等～より良い運営を目指して

(2)劇場、音楽堂等に配置される人材に係る資格

舞台技術に係る資格については、職員等の持つ能力や技術を把握するとともに、職員等の資質向上を図るため、舞台機構調整技能士といった技能検定制度⁷や、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定、音響技術者能力検定といった技能認定等が実施されており、こうした制度等を活用することは有効である。今後、それぞれの劇場、音楽堂等の機能をより一層生かすために、適宜、こうした技能検定制度等の活用が期待される。

前文 | 特に前文(文化芸術振興基本法も同様)を設け、本法制度の趣旨等を示す。

(1)劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。

(2)これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

(3)我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。

(4)また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

(5)こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

(6)また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

(7)ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第1条:目的 | 法設置の目的を明らかにする。

この法律は、文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

第2条:定義 | 法文に示す言葉の定義を示す。

① この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものをいう。

② この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

第3条:劇場、音楽堂等の事業 | 劇場、音楽堂等が実施する活動や事業について、具体的内容を示しています。

劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

1. 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
2. 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
3. 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
4. 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
5. 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
6. 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
7. 前各号(1～6)に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
8. 前各号(1～7)に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

第4条:実演芸術団体等の役割 | 実演芸術団体等の役割を示します。

実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家(以下「実演芸術団体等」という。)は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

第5条:国の役割 | 法律の目的を達成するための国の役割を示します。

国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

第6条:地方公共団体の役割 | 法律の目的を達成するための地方公共団体の役割を示します。

地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

第8条:劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等 | 劇場、音楽堂等の関係者等の連携や協力を図ることと推進するための方策について示しています。

① 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第16条第2項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

② 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

第9条:国及び地方公共団体の措置 | 本法の目的を達成するために必要な措置について示しています。

国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第10条:国際的に高い水準の実演芸術の振興等 | 国際的な実演芸術の振興策について示しています。

① 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
- 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者(次項及び第12条第2項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

② 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

第11条:国際的な交流の促進 | 国際的な交流の促進について示します。

国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第12条:地域における実演芸術の振興 | 地域における実演芸術振興について地方公共団体と国の役割を示します。

① 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

② 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第13条:人材の養成及び確保等 | 人材の育成と要請について示します。

国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

第14条:国民の関心と理解の増進 | 国民の役割についても示します。

① 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

② 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得よう努めるものとする。

第15条:学校教育との連携 | 学校教育との連携について示します。

国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第16条:劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針 | 文部科学大臣が定めることのできる「指針」について、示し方を整理しています。

① 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

② 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

③ 文部科学大臣は、第1項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附則2:検討 | 本法の施行後の評価とその結果に基づく対策を行なうことを示しています。

政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

意見募集（パブリックコメント）

劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（案）

前文

第1 定義

第2 設置者又は運営者の取組に関する事項

1. 運営方針の明確化に関する事項
2. 質の高い事業の実施に関する事項
3. 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項（次頁）
4. 普及啓発の実施に関する事項
5. 関係機関との連携・協力に関する事項
6. 国際交流に関する事項
7. 調査研究に関する事項
8. 経営の安定化に関する事項
9. 安全管理等に関する事項
10. 指定管理者制度の運用に関する事項

第3 国、地方公共団体の取組等に関する事項

1. 国の取組に関する事項
2. 地方公共団体の取組に関する事項
3. その他の関係機関の協力に関する事項

意見募集（パブリックコメント）

3. 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

- (1) 設置者又は運営者は、その設置する劇場、音楽堂等の運営を適切に行うため、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実演芸術の公演等を企画制作する能力、舞台関係の施設・設備を運用する能力、組織・事業を管理運営する能力、実演芸術を創造する能力その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する人材(以下「専門的人材」という。)の養成を行うよう努めるものとする。このため、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等及び大学等と連携・協力し、実践的な知識及び技術を習得するための研修その他の養成のための機会を設けるとともに、人材交流を行うよう努めるものとする。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆きずなを形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業

等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

（劇場、音楽堂等の事業）

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

（劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（実演芸術団体等の役割）

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（国の役割）

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等）

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

（国及び地方公共団体の措置）

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（国際的に高い水準の実演芸術の振興等）

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承

及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

（国際的な交流の促進）

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における実演芸術の振興）

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の養成及び確保等）

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の関心と理解の増進）

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

（学校教育との連携）

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針）

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

会場風景



平成24年度「全国劇場、音楽堂等技術職員研修会2013」実施要領

1. **目的** 劇場、音楽堂等の舞台技術を統括管理するために必要な、専門的な知識や技術の習得を図るための研修を行い、よって劇場、音楽堂等の円滑な運営に資する。
2. **主催** 文化庁・(社)全国公立文化施設協会
3. **協力** 日本舞台音響家協会・公益社団法人日本照明家協会
4. **開催期間** 平成25年3月6日(水)～3月8日(金)(3日間)
5. **会場** 徳島県郷土文化会館(あわぎんホール)
〒770-0835 徳島県徳島市藍場町2-14 TEL:088-622-8121
6. **日程及び内容** 3頁のとおり。
7. **受講対象者** 劇場、音楽堂等の舞台技術管理者及び舞台技術管理責任者または舞台技術担当職員(指定管理者、舞台業務受託者に属する者を含む)・文化行政主管部局の舞台技術担当職員、その他舞台技術関係者、舞台技術に関心のある者等
8. **受講者の推薦と期日** 各所属長は、受講希望者を取りまとめ、受講者推薦書(様式1)と、受講者調査用紙(様式2)を郵送する。
一般の参加希望者は直接、FAXかメールにて(社)全国公立文化施設協会に申し込む。
期日:平成25年1月15日(火)
9. **受講者の決定** 各所属長から推薦を受けた者(研修生)は、全員受講できる。そのため、(社)全国公立文化施設協会からの受講決定通知書は送付しない。
一般の参加申込者については、(社)全国公立文化施設協会から、受講の可否について直接連絡する。
なお、研修会初日に総合受付にて名札、資料等を受け取る事。
10. **修了証書・レポート** 研修の全日程を修了し、レポートを提出した受講者には、修了証書を交付する。
11. **申込・問い合わせ先** (社)全国公立文化施設協会
〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館4階
TEL:03-5565-3030 FAX:03-5565-3050 E-Mail:bunka@zenkoubun.jp

(様式1)

平成24年度文化庁委託事業「全国劇場、音楽堂等技術職員研修会2013」

受講者推薦書

社団法人 全国公立文化施設協会 会長 日枝 久 行

下記の者を「全国劇場、音楽堂等技術職員研修会2013」の受講者として推薦します。

年 月 日

施設（企業）名

代表者職氏名

公印

所在地

受講者名

NO	氏 名	担 当 業 務	備 考
1			
2			
3			
4			
5			

事務担当者名： _____

電話番号： _____

E-Mail： _____

(様式2)

平成24年度文化庁委託事業「全国劇場、音楽堂等技術職員研修会2013」

受講者調査用紙

フリガナ			
氏名			
所属		職名	
所在地	〒 -	TEL	
		FAX	
		E-mail	
担当職務 (具体的に)		<input type="checkbox"/> 舞台照明業務経験年数 年 月	
		<input type="checkbox"/> 舞台音響業務経験年数 年 月	
		(平成25年3月1日現在)	
所属施設における舞台技術に関する課題、疑問点等についてご記入下さい。			
今回の研修会で特に関心のある内容、学びたい舞台技術等についてご記入下さい。			
プログラム4での実技参加	希望する ・ 希望しない		
情報交換会	参加 ・ 不参加		

平成24年度全国劇場、音楽堂等技術職員研修会2013

平成25年3月

[編集・発行] 社団法人全国公立文化施設協会
〒104-0061
東京都中央区銀座2-10-18
東京都中小企業会館4階
TEL.03-5565-3030
FAX.03-5565-3050
e-mail bunka@zenkoubun.jp

[編集協力] 株式会社デジタルアート

[印刷] 株式会社デジタルアート

[表紙] 娯茶平「阿波踊り」